

# Disclosure

ディスクロージャー

# 2023

— JA理解が深まることを願って —



堺市農業協同組合

## はじめに

J A 堺市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただきるために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のみなさまのためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー2023」を作成いたしました。

みなさまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、また、現在実践中のJA自己改革について、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月 堺市農業協同組合

## J Aのプロフィール

※令和5年3月31日現在

◇設立	昭和44年3月
◇本所所在地	堺市西区上野芝町2丁
◇出資金	12億円
◇総資産	4,743億円
◇単体自己資本比率	15.93%

◇組合員数	28,339人
◇役員数	34人
◇職員数	332人

◇支所	21カ所
◇営農センター	1カ所
◇農産物直売所	1カ所

## Disclosure もくじ

ごあいさつ	1
【事業活動の案内】	
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 農業振興活動	3
5. 地域貢献情報等	3
6. 地域密着型金融への取り組み	5
7. 事業の概況	5
8. リスク管理の状況	8
9. 主な事業の内容	18
【経営資料】	
I. 決算の状況	28
II. 損益の状況	44
III. 事業の概要	46
IV. 経営指標	55
V. 自己資本の充実の状況等	
《定性的な開示事項》	56
《定量的な開示事項》	60
【JAの概要】	
1. 機構図	66
2. 役員一覧	67
3. 会計監査人の名称	67
4. 組合員数	67
5. 組合内の組合員組織の状況	68
6. 特定信用事業代理業者の状況	68
7. 地区一覧	68
8. 店舗一覧	69
9. 沿革・あゆみ	70
開示項目一覧	72
用語の説明	卷末

### ●ディスクロージャーとは

ディスクロージャー（Disclosure）とは、通常、「情報開示」を意味し、国や行政が文書を一般の市民に公表する事や、企業が株主や利害関係者のために、財務情報や企業活動の情報を公開することをいいます。

JAにおいても、信用事業の業務範囲の拡大に伴い、経営情報の開示を通じて経営の透明性を高める観点等から、信用事業を行うJAについてのディスクロージャーが農業協同組合法（第54条の3）により求められています。

JAが一般の金融機関と大きく異なっている点は、信用事業のほかに共済・購買・販売等といった各事業が、相互補完的に結合した複合的な事業体であるということです。

そして一番大きな違い、それはJAが組合員により組織され、組合員が運営し、組合員が利用する非営利・協同組合組織であるということです。すなわち、一般の金融機関であれば、いかに利益を上げて高い株式配当につとめるかが最も重要視されるわけですが、JAにおいては、いかに組合員利用の方々に貢献するかが大切で、それがJA設立の目的であります。

そこには、経営効率の指標では計れない様々な事業、例えば指導事業や利用事業等、またそれらに伴う共同利用施設・設備等の設置など、営利法人には見られないJAの特徴的な事業・経営があります。

事業内容に違いがあっても、みなさまの大切な財産をお預かりしている以上、また、協同組合組織として当然のこととして健全で安定した経営に心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域住民のみなさまの信頼を得ることが重要だと考えています。

※1. 本冊子は農協法第54条の3第1項に基づき作成したディスクロージャー資料です。

※2. 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

## ごあいさつ

堺市農業協同組合  
代表理事組合長

寺下三郎



組合員・利用者のみなさまには、平素よりJA堺市に温かいご支援、ご愛顧をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、わが国の経済は、世界的な資源価格の高騰による物価高等の影響により景気が下押しされる懸念があるものの、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進むなか、緩やかに持ち直すと予測されています。

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足を要因とする遊休・不耕作農地の増加など厳しい状況であるとともに、生産資材の高騰が続くなか、持続可能な農業生産や食料の安定供給等、食料安全保障の確立が喫緊の課題となっております。

このような状況のなか、JAグループ大阪では、不断の自己改革の実践を掲げ、組合員の生活を守り、安心して暮らせる地域づくりを目指し、第25回JA大阪府大会で決議された基本目標の着実な実践に取り組んでいます。

JA堺市では昨年度より実践している『第14次中期経営計画』の基本方針「不断の自己改革の実践！持続可能な都市農業と地域共生をめざして」を柱として、組合員・利用者から信頼されるJAを目指して事業を展開しています。また、営農センターを地域農業振興の拠点として『第8次地域農業振興計画』を着実に実践し、組合員と共に都市農業の振興を深め豊かな地域社会の創造に取り組んでいます。さらに、持続可能な経営基盤の確立・強化に向けた取り組みの一環として、店舗・ATM再編を着実に進めるとともに、対話を主とした活動を通じて組合員・地域のみなさまとの絆を深め、「困ったら、まずは、JAに相談してみるか」と、頼りにされる存在を目指してまいります。

また、ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」を地産地消の拠点として、安全・安心で新鮮な地場産農産物の提供につとめるとともに、「食」と「農」を基軸とした地域貢献活動や産学連携による食農教育活動など、自己改革の実践や地域に根ざした活動を通じて地域の課題解決に取り組み、SDGsの達成に貢献してまいります。

本誌『ディスクロージャー2023』は、当JAの取り組みや経営内容を正しくご理解いただき、当JAへの信頼度が一層深まることを願って作成しました。JAの特徴といえます信用・共済・購買など総合事業の活動案内に加え、経営資料として近年の業績やリスク管理の状況等を説明しています。是非ご一読いただき、みなさまと当JAとのつながりが、より強固なものとなることを願っています。

今後とも、みなさまには一層のご支援、ご協力をいただけますよう、心からお願い申し上げます。

令和5年7月

## 事業活動の案内

### 1. 経営理念

- JA堺市は、農業振興を通じて、「食」・「農」・「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- JA堺市は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- JA堺市は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

### 2. 経営方針

#### 《基本方針》

##### 『不断の自己改革の実践！持続可能な都市農業と地域共生をめざして』

「不断の自己改革」の実践を通じて、未来に続く都市農業を描き、地域と共に生きるJAを目指します。

#### 《基本目標》

##### 1. 持続可能な都市農業の振興

JA指導体制の充実・強化のもと、新鮮で安全・安心な農産物を持続的・安定的に供給できる地域農業を支えるとともに、地域課題への対応をするために「担い手育成」「農地保全」などの強化につとめ、持続可能な都市農業の振興に取り組みます。

##### 2. 組合員・地域住民のJAへの参加・参画に向けた環境づくり

組合員や地域住民（次世代組合員）に対し、JAの理解醸成を高めるため、対話運動の実践やくらしの活動等を積極的に展開し、JAの認知・利用・参加・参画に繋げるとともに、組合員の意思反映や運営参画を推進します。

##### 3. 将来の環境変化を踏まえた経営基盤の確立

将来発生する環境変化を想定し、収支シミュレーションに基づき、事業の効果的・効率的な事業運営を目指す経営計画の策定を行い、JAの経営基盤の強化を進めていきます。

##### 4. JAの組織・事業・経営を支え活躍する「人」づくり

JAの組織・事業・経営を支えるのは「人」であるという認識のもと、協同理念・JAビジョンを理解・実践する「人」づくりを行うとともに、「人」が活躍できる職場づくりを実践します。

##### 5. 広報活動の強化によるJAの魅力発信

多様な手段により、組織内外への効果的な情報発信の充実・強化をはかり、組合員・地域住民に対し、食・農・協同組合への理解醸成とJAの信頼・共感づくりに取り組みます。

### 3. 経営管理体制

#### ◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が、JAの業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

JAの業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、生産者組織や女性会などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農協法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、経営管理の強化をはかっています。

なお、当JAでは、令和5年6月20日開催の第54回通常総代会で選任された理事は、平成27年農協法改正により適用することとされた、農協法施行規則第76条の2第1項第1号の理事構成要件を満たしています。

## 4. 農業振興活動

営農センターおよびハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」を拠点として、消費者との連携による都市農業の振興と地域社会づくりを基本方針とし、地域農業の持続的発展と消費者の求める新鮮で安全・安心な農産物の提供をはかるため、今後も令和2年度に策定した『第8次地域農業振興計画』を実践していきます。

### ■第8次地域農業振興計画（実践年度 令和2年度～令和6年度）

#### 《基本方針》

『組合員と共に都市農業の振興を深め豊かな地域社会を創造する』

#### 《基本目標》

- I. 次代の担い手の確保と遊休・不耕作農地低減による地域農業の活性化
- II. 安全・安心な地場産農産物の増産と販路拡大による農家所得の向上
- III. 営農指導と一体化した指導購買強化による購買・販売事業の実施
- IV. 協同活動などの実践による農と市民の交流・共生
- V. 組合員ニーズや環境変化を見据えた営農センター機能の向上
- VI. 心を豊かにする生活文化活動の充実

#### 主な取り組み

- ◇営農センターにTAC（営農経済専門担当者）を配置して安全・安心な農産物の生産指導を実施
- ◇大阪エコ農産物認証制度に基づく堺ブランド農産物の生産推進と販路拡大
- ◇「定年帰農者等登録制度」や「新規就農応援資金」の制定など農業の担い手確保・育成支援
- ◇ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」を堺市の指定管理者として運営
- ◇学校給食およびハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」に出荷する全農産物の生産履歴記帳制度を実施
- ◇観光農業振興会を通じたJA市民農園や体験農園による農業交流活動
- ◇学校給食への地場産米・タマネギ・ダイコン・ニンジン・キャベツ・コマツナ・ミズナ・シュンギク・シロナ・ブロッコリー・カリフラワーの提供
- ◇生活・暮らしの相談窓口となる「ふれあい相談員」による相談業務
- ◇新規就農者と定年帰農者の方を対象に堺市農業塾の開講
- ◇組合員が自動的に朝市を開催する際、支所敷地内の利用やテント・机などの支援
- ◇特定生産緑地指定希望申出ガイダンスの開催
- ◇農業活性化施設を活用した地域に密着するサービスの提供

## 5. 地域貢献情報等

### （1）全般に関する事項

当JAは、堺市（美原区の一部を除く）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（互いに助け合い、互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域金融機関です。

また、当JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域に根ざした協同組合としての社会的責任や公共的使命のもと、健康で豊かな地域社会の実現に向けて、地域住民の暮らしや文化活動に貢献する取り組みを行っています。

### （2）地域からの資金調達の状況

当JAの令和5年3月末の貯金残高は、449,724百万円で、組合員・利用者のみなさまの計画的な資産づくりをお手伝いするため、目的や期間に応じた各種貯金の取り扱いをしています（商品一覧は20ページをご覧ください）。

## 事業活動の案内

### (3) 地域への資金供給の状況

当JAの令和5年3月末の貸出金残高は、37,845百万円で、その大半が組合員のみなさまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としています。当JAでは資金を必要とする組合員のみなさまや、地方公共団体などにご利用いただいています（商品一覧は21ページをご覧ください）。

なお、融資残高の内訳および制度融資の概要は以下のとおりです。

#### 【融資残高の内訳】

(単位：千円)

貸出先別	貸出残高
組合員	37,275,461
員外	地方公共団体
	513,190
	地方公社等
	—
金融機関	—
その他員外	56,813
計	570,003
合計	37,845,465

(注) 地方公社等とは、農業協同組合法第10条第20項第1号および第2号の規定によるいわゆる過半出資非営利法人、産業基盤整備関連法人および生活環境整備関連法人をいいます。

#### 【制度融資の概要】

(令和5年3月31日現在)

制度資金名	内容	件数
大阪府特定賃貸住宅建築資金	一定水準以上の優良賃貸住宅の供給促進を目的とする(現在は堺市が同制度に対応)。	0

### (4) 文化的・社会的貢献に関する事項

<主なもの>

○食農教育資材を管内認定こども園等（185園）に寄贈

- ・JA堺市オリジナル『ベジ・フルすごろく』

○食農教育資材を管内全小学校（99校）に寄贈

- ・JA堺市オリジナル農業啓発小冊子『わたしたちの農業』（小学3年生を対象）
- ・JAパンク食農教育応援事業製作の教材本『農業とわたしたちのくらし』（小学5年生を対象）

○管内全小学校（99校）にJAグループの食農教育子ども雑誌『ちゃぐりん』を毎月贈呈

○レスキューボードベンチを管内全小中学校（145校）に寄贈

○食糧米（堺産ヒノヒカリ）、堺の玉葱すーぶ、カトラリーセットを管内子ども食堂に寄贈

○「こども110番」への参加（全店舗・公用車・バイクへのステッカー貼付）

○地域ごとの総合健康診断を毎年実施

○税理士による無料税務相談会の実施

○弁護士による無料法律相談会の実施

○社会保険労務士による無料年金相談会の実施

○年金友の会連絡協議会主催の芸能会を開催

「松竹十八番泣き笑い劇場」出演者：渋谷 天外氏・藤山 扇治郎氏ほか

○各支所に資産管理研究会を設置するとともに同連絡協議会で情報誌『みのり』を定期発行

○組合員に広報誌『C R O P（くらっぷ）』を毎月郵送し、農業関連や生活関連情報を提供

○JA堺市ホームページで食農教育情報や各種情報の受発信

○エコ定期積金（エコパートナー）の取り扱いに基づき堺市はなみどり基金へ寄付

○大規模災害が発生した場合、自主的に地域の消防活動を行う「消防協力事業所」への登録

○「堺市美化まちプログラム」への登録

○JA堺市女子大学の開講

○JAスマホ教室の開催

## 6. 地域密着型金融への取り組み

### (1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

J A 堺市は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、お客さまからのお借入れ条件の変更等のご相談やお申し込みには柔軟に対応し、また、お客さまからの経営相談には積極的かつきめ細かく対応して、お客さまの経営改善への取り組みをご支援できるようつとめてきました。

「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末に期限を迎えたが、引き続きこれまでと同様に真摯かつ丁寧に対応していきます。

### (2) 農業者の経営支援に関する体制整備

営農センターならびに本支所において、J A バンク農業金融プランナーが配属されており組合員が農業融資を含めた農業経営全般に対する相談ができる体制となっています。

### (3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業に必要な資金を、中長期かつ低利で融資し、農業の振興に資することを目的とする農業振興資金や、地元関係機関（市等）の支援が得られる新規就農者を対象に、就農施設等資金などの制度資金の補完を行うことで、J A バンクとして新規就農者の就農定着を支援することを目的とする新規就農応援資金等を取り扱っています。

### (4) ライフサイクルに応じた担い手支援

行政と連携し、準農家制度として農産物の販売意欲や一定水準の農業技術がある方を「準農家候補者」として登録し、これまで農業者しか借りることができなかつた小規模な農地を紹介しています。また、栽培技術や出荷方法、地域慣行ルール等に関することについて、助言等の支援を地域の農家と連携して行っています。

### (5) 農山漁村等地域の情報蓄積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

堺市が策定した農業施策の基本的方向性を示す「堺市農業振興ビジョン」と連動し5年を周期に地域農業振興計画を策定し都市農業に即した施策を提示し農業振興に取り組んでいます。また、行政ならびに関連機関と連携した堺市農業者育成支援会議を通じた担い手への支援事業（直売所向け新品目試験栽培、認定農業者研修会等）や補助事業による担い手農家、新規就農者支援を行っています。

## 7. 事業の概況

### 経営環境

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足を要因とする遊休・不耕作農地の増加など厳しい状況であるとともに、生産資材の高騰が続くなか、持続可能な農業生産や食料の安定供給等、食料安全保障の確立が喫緊の課題となります。そのようななか、昨年度より実践している『第14次中期経営計画』の基本方針「不断の自己改革の実践！持続可能な都市農業と地域共生をめざして」を柱として、組合員・利用者から信頼されるJ Aを目指して事業を展開しています。また、営農センターを地域農業振興の拠点として『第8次地域農業振興計画』を着実に実践し、組合員と共に都市農業の振興を深め豊かな地域社会の創造に取り組んでいます。さらに、持続可能な経営基盤の確立・強化に向けた取り組みの一環として、店舗・A T M再編を着実に進めるとともに、対話を主とした活動を通じて組合員・地域のみなさまとの絆を深め、「困ったら、まずは、J Aに相談してみるか」と、頼りにされる存在を目指しています。また、ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」を地産地消の拠点として、安全・安心で新鮮な地場産農産物の提供につとめるとともに、「食」と「農」を基軸とした地域貢献活動や産学連携による食農教育活動など、自己改革の実践や地域に根ざした活動を通じて地域の課題解決に取り組み、S D G sの達成に貢献します。

### 《指導事業》

#### 〔営農指導〕

営農指導では、T A C の定期巡回強化（プラスワン活動）と総合相談体制の充実を目指し、より多くの農家組合員と対話するとともに、L I N E を活用した迅速な営農情報の発信を実践し、組合員・利用者の満足度向上をはかりました。

また、地場産農産物の供給の維持・拡大を目指し、堺産農産物「堺のめぐみ」の生産拡大をはかるとともに、支所朝市の開催支援を行い、地域住民に対し地元農業への理解を深め地産地消の促進につとめました。

## 事業活動の案内

### 〔農政活動〕

農政活動では、行政・関係機関と連携し経営所得安定対策事業をはじめ、大阪府肥料価格高騰緊急対策支援事業の申請補助を実施するなど、農業を取り巻くさまざまな課題解決に取り組みました。

農家の高齢化による地域の担い手不足や遊休・不耕作農地の解消を目指し、農作業受託協議会と連携し行う請負事業（田植10.11ha 稲刈16.50ha 耕耘7.26haなど）の強化につとめました。

3年ぶりの開催となった堺市農業祭では、とれとれ市や堺市農産物品評会などを通じ、地場産農産物のPRを行いました。

### 〔くらしの活動〕

くらしの活動では、購買店舗の有効活用による営農相談機能の充実をはかることで、組合員・利用者への相談・支援体制の強化につとめました。

食農教育活動では、TACが管内小学校でアグリスクールを実施するとともに、小学校でのタマネギ栽培指導を通じた食育活動や地場産花苗を使った花育活動、営農センターのほ場を活用し、サツマイモの植え付けと収穫を体験する「親子で農業体験学習」など、堺の農業や地産地消の大切さを伝えることを目的として取り組みました。

女性会活動では、コロナ禍により自粛・中止となっていた各活動が、感染対策を講じたなかで再開し、フレッシュミズの活動や親子料理教室のYouTube配信などのくらしの活動を実践しました。また、JA堺市女子大学を開講し、地域の活性化をはかりました。

## 《購買・販売事業》

TACによる土壌診断を中心とした施肥設計などの営農指導事業と一体化した指導購買の強化をはかり、取扱品目の集約による供給拡大に取り組むとともに、農業資材等の選定や特別供給日での高騰する肥料価格に対応した価格設定により、生産コストの低減に取り組みました。

ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」では、大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」、堺産農産物「堺のめぐみ」のブランド力向上と、地産地消推進の理解を促し、信用事業と連動して「またきて菜」利用券を配布し、集客力向上と地場産農産物のPRにつとめました。

### 【事業実績】

購買品取扱高	458,099千円
販売品取扱高	387,573千円

## 《信用事業》

信用事業では、厳しい経営環境が続くなか、大口定期貯金を中心に貯金利回りの低減に取り組むとともに、年金受給・給与振込口座の獲得につとめ、個人貯金増強による調達利回りの低減と当座性貯金比率の向上をはかり、収益基盤の安定化を目指しました。

また、ふれあい相談員を中心に財産診断や遺言信託業務、特定生産緑地指定希望申出ガイダンス、組合員農地承継・相続相談会の開催など相談活動の充実をはかり、「困ったら、まずは、JAに相談してみるか」と頼られる存在になることを目指しました。

貸出金では、住宅ローンを中心に貸出金の伸長をはかるだけでなく、本・支所間連携により農業融資のシェア拡大につとめ、自己運用力強化と農家所得向上に取り組みました。

### 【事業実績】

貯金残高	449,724,917千円
貸出金残高	37,845,465千円

## 《共済事業》

共済事業では、組合員・利用者への訪問を通じて信頼性と満足度向上をはかるため、個別最適なタイミングで提案を行うとともに、「対面」と「非対面」が融合した3Q活動を実践し、加入内容の説明に加え保障内容を見直すとともに、組合員・利用者のライフステージに応じた「ひと・いえ・くるま」の総合保障による商品の提案型普及推進を行い、「ふれあい・よりそい・すえながくお役立ちするJA」を目指しました。

また、共済端末タブレットを有効活用し、ペーパーレス・キャッシュレス手続きの定着化につとめるとともに、コンプライアンスを順守し、事業の健全性と競争力の維持・強化につとめました。

### 【事業実績】

長期共済保有高	671,734,690千円
火災共済	新契約件数 775件
自動車共済	新契約件数 6,177件
傷害共済	新契約件数 1,789件
賠償責任共済	新契約件数 558件
自賠責共済	新契約件数 2,023件

## 《《管理関係》》

管理関係では、持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、店舗・ATMの再編について決議し、令和6年度の再編実施に向け、本所建設委員会を発足し、再編の第一歩となる本所の建て替えについて協議を始めました。

また、准組合員モニター懇談会を開催し「農業や地域経済の発展を共に支えるパートナー」としてJAへの理解を促進するとともに、組合員・地域から信頼され必要とされる運営体制の構築につとめました。

広報活動ではホームページやインスタグラムを活用し、より幅広い世代へ向けた食農教育活動や地域貢献活動、地産地消を原点とした「農」への理解を促すPRに積極的に取り組みました。また、JAスマート教室を開催し、組合員の“くらし”と“営農”を豊かにすることで、地域社会の課題解決に取り組み、SDGsの達成に貢献しました。

新型コロナウイルス感染拡大の防止について関係機関と連携し組合員・利用者や役職員の安全確保につとめました。

## 《《損益の状況》》

前年に比べ、経常利益・税引前当期利益・当期剰余金は増加しました。要因は資金運用収益の増加、資金調達費用の減少による信用事業総利益の増加などです。

【実績】	
経常利益	904,168千円
税引前当期利益	904,168千円
当期剰余金	657,711千円

## 《《当該事業年度における重要事項》》

### 1. 資金調達

とくに記載すべき重要な事項はありません。

### 2. 設備等への投資

とくに記載すべき重要な事項はありません。

## 《《対処すべき重要な課題》》

### 1. 持続可能な都市農業の振興

- ・多様な担い手対策と都市農地の保全対策
- ・消費者に向けた地場産農産物の魅力発信

### 2. 組合員・地域住民のJAへの参加・参画に向けた環境づくり

- ・組合員の意思反映および運営参画
- ・組合員・地域住民等への対話・活動の展開

### 3. 将来の環境変化を踏まえた経営基盤の確立

- ・環境変化を想定した柔軟な経営基盤の確立
- ・内部管理態勢の充実

### 4. JAの組織・事業・経営を支え活躍する「人」づくり

- ・組織・事業・経営を支える「人」づくり
- ・「人」が活躍できる職場づくり

### 5. 広報活動の強化によるJAの魅力発信

- ・組織内広報の充実
- ・組織外広報の強化

## 《《その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項》》

該当する事項はありません。

# 8. リスク管理の状況

## ◀◇リスク管理の体制▶

### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者のみなさまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組み等、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施等を通じてリスク管理体制の充実・強化につとめています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### ①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等、厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行ってています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

#### ②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスク等をいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析および当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM・リスク管理委員会で決定された方針等に基づき運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### ③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

#### ④事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

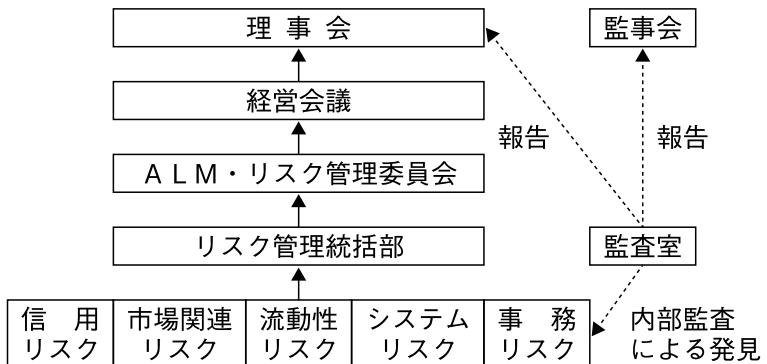
当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減につとめています。また万一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善をはかるとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

#### ⑤システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用につとめるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「オンラインシステム管理要領」と「危機管理マニュアル」を策定しています。

### リスク管理体制図



## ◆法令順守の体制

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判を鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を順守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等順守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### （コンプライアンス運営体制）

コンプライアンス体制全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢および順守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

## 事業活動の案内

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進につとめるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者のみなさまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口として以下の「苦情受付窓口」を設置しています。

【信用事業】 業務部 (TEL: 072-278-3500) 【指導、購買・販売事業】 営農経済部 (TEL: 072-234-1900)

【共済事業】 業務部 (TEL: 072-278-3345) 【総務、人事関係】 総務部 (TEL: 072-278-3333)

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています（詳細は次項目をご参照ください）。

### (組合員からの監事への情報提供窓口の設置)

当JAの監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法第35条の5および農協法施行規則第81条に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めていきます。

当JAの理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛に連絡くださいますようお願いします。

堺市農業協同組合 監事会

記

連絡先：住所 〒593-8301 堺市西区上野芝町2丁1番1号  
受付監事 常任監事 花野 健治 宛

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受けたしかねますので、予めご了承ください。

### (利用者保護等への取り組み)

当JAでは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者となろうとする者を含む）のみなさまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「JAバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

#### <JAバンク利用者保護等管理方針（平成22年10月1日制定）>

- 当JAは、お客さまに対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 当JAは、お客さまからの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む）し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
- 当JAは、お客さまに関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるようつとめます。
- 当JAは、当JAとの取引にともない、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受け入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当JAとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

## 〔利益相反管理への取り組み〕

当JAは、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに当JAで定める利益相反管理方針に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。

当JAは、法令等にしたがい、当JAの利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

### ＜利益相反管理方針の概要（平成21年6月1日制定・平成27年2月27日最終改定）＞

#### 1. 対象取引の範囲

利益相反管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当JAの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

#### 2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1)お客様と当JAの間の利益が相反する類型

(2)当JAの「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

#### 3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

(1)利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

(2)各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

(3)利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。

(4)各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

(5)利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

#### 4. 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

(1)対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法

(2)対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

(3)対象取引にともない、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限ります）

(4)その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当JAで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

#### 6. 利益相反管理体制

(1)当JAは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当JA全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当JAの役職員に対し、利益相反管理方針および利益相反管理方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底につとめます。

## 事業活動の案内

(2)利益相反管理統括者は、利益相反管理方針にそって、利益相反のある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

### 7. 利益相反管理体制の検証等

当JAは、利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、本所リスク管理統括部(Tel: 072-278-3321)までご連絡ください。

### (マネー・ローンダーリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針)

当JAでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マネー・ローンダーリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを順守します（内容については、下記の「マネー・ローンダーリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」をご参照ください）。

#### <マネー・ローンダーリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針（平成31年2月28日制定）>

当JAは、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダーリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を順守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

#### 1. (運営等)

当JAは、マネー・ローンダーリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を順守するため、当JAの特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダーリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底をはかります。

#### 2. (マネー・ローンダーリング等の防止)

当JAは、実効的なマネー・ローンダーリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### 3. (反社会的勢力等との決別)

当JAは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

#### 4. (組織的な対応)

当JAは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

#### 5. (外部専門機関との連携)

当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

## ◇金融円滑化への取り組み

当JAでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

## <金融円滑化にかかる基本的方針（平成22年1月29日制定・平成25年4月1日最終改定）>

1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申し込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上につとめてまいります。
3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申し込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申し込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申し込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携をはかるよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携につとめます。
6. 当JAは、お客さまからの上述のような申し込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。  
具体的には、
  - (1)組合長以下、常勤役員、部室長を構成員とする「経営会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2)信用担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底につとめます。
  - (3)各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底につとめます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ◀ ◇金融ADR(裁判外紛争解決)制度への対応 ▶

### 1. 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応につとめ、苦情等の解決をはかります。

当JAの苦情等受付窓口（072-278-3633、受付時間：9時～17時、金融機関の休業日を除く）

### 2. 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター（03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（03-3595-8588）、  
第二東京弁護士会仲裁センター（03-3581-2249）、京都弁護士会紛争解決センター（075-231-2378）、  
公益社団法人民間総合調停センター（大阪府）、兵庫県弁護士会紛争解決センター（078-341-8227）

## 事業活動の案内

1. の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359)にお申し出ください。なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

(1)現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

例えば、お客様は、兵庫県弁護士会紛争解決センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

(2)移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会紛争解決センターで手続を進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的な内容は大阪府JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

### ・共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 (03-5368-5757) <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただか、連絡先については、1. の窓口またはJA共済相談受付センター（0120-536-093）にお問い合わせください。

## ◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・改善につとめています。

また、内部監査は、当JAの本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況を確認・指導しています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、すみやかに適切な措置を講じています。

## ◇内部統制システム基本方針(平成31年2月28日制定)

法令順守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者のみなさまに安心して組合をご利用いただるために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用につとめます。

1. 理事および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 組合の基本理念および組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を順守する。

- ② 重大な法令違反、その他法令および組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、すみやかに是正する。
  - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、すみやかに必要な対策を講じる。
  - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
  - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルpline）を適切に運用し、法令違反等の未然防止につとめる。
  - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 文書・情報の取り扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
  - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
  - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
  - ② 中期経営計画および同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
  - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
  - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 組合における業務の適正を確保するための体制
- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
- ① 会計基準その他法令を順守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
  - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成につとめる。
  - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示につとめる。
  - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

## 〔金融商品の勧誘方針〕

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を順守し、組合員・利用者のみなさまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者のみなさまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者のみなさまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容等、重要な事項を十分に理解していただくようつとめます。

## 事業活動の案内

3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者のみなさまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者のみなさまのご都合に合わせて行うようつとめます。
5. 組合員・利用者のみなさまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実につとめます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者のみなさまからのご質問やご照会については、適切な対応につとめます。

### 【個人情報保護の取り組み】

平成17年4月1日から、個人情報の保護に関する法律が施行されました。JA堺市では、組合員・お客さまからの信頼が第一と考え、次の『個人情報保護方針』『セキュリティ基本方針』を掲げ、個人情報の漏えい、内容の改ざんの防止等のための厳格な管理を実施します。なお、当JAにおける「個人情報の利用目的」は、本・支所店頭に掲示するとともに、ホームページで公開しています。

#### ＜個人情報保護方針（平成17年3月24日制定・令和4年4月1日最終改定）＞

当JAは、組合員・利用者等のみなさまの個人情報を正しく取り扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を順守することを誓約します。

##### 1. 関連法令等の順守

当JAは、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に順守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当JAは、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に順守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

##### 2. 利用目的

当JAは、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後すみやかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

##### 3. 適正取得

当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

##### 4. 安全管理措置

当JAは、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つようつとめ、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ從業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

## 5. 仮名加工情報および匿名加工情報の取り扱い

当JAは、仮名加工情報（保護法第2条第5項）および匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取り扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

## 6. 第三者提供の制限

当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

## 7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当JAは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

## 8. 開示・訂正・利用停止等

当JAは、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

## 9. 苦情窓口

当JAは、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備につとめます。

## 10. 繼続的改善

当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善につとめます。

### ＜情報セキュリティ基本方針（平成17年3月24日制定・令和5年1月31日最終改定）＞

当JAは、組合員・利用者等のみなさまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善につとめることが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を順守することを誓約します。

- 当JAは、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに關係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に順守します。
- 当JAは、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないようつとめます。
- 当JAは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 当JAは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるようつとめます。
- 当JAは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善につとめます。
- 当JAは、第三者に対する業務の委託にあたり、委託先が委託業務に関する当JAの情報資産に対して適切な安全管理措置を実施するよう求め、その監督につとめます。

### 9. 主な事業の内容

# ご存じですかJA事業

## ◇みなさまのくらしを支えるJA堺市

J A 堺市は、みなさまの日常生活に欠かせない信用事業（貯金・貸付・為替）をはじめ、共済事業（ひと・いえ・くるまの保障）、購買事業、指導事業（営農・生活）のほか、販売事業などを総合的に営んでいます。そして、一般の営利企業とは本質的に異なり、相互扶助をモットーに、組合員や地域のみなさまのくらしのために、努力を重ねています。

それでは、J A 堺市の各事業を簡単に紹介します。

### 1. 信用事業

信用事業は、貯金、貸付（融資）、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、J Aバンクとして大きな力を発揮しています。

#### ① 貯金業務

組合員はもちろん地域のみなさまからの貯金をお預かりしています。商品内容では、当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、決済用貯金などの当座性貯金をはじめ、定期積金や期日指定定期、スーパー定期、大口定期、変動金利定期、据置定期などの定期性貯金を、目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

#### ④ 国債窓販・投信

長期国債・中期国債や個人向け国債を窓口販売しています。また、本所では、証券投資信託の取り次ぎ業務を行っています。

#### ② 貸付（融資）業務

組合員への貸付（融資）をはじめ、地域のみなさまのくらしや、農業者・事業者のみなさまの必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体、農業関連産業などへも融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

#### ⑤ その他サービス

J A 堺市では、オンライン・ネットワークシステムを利用して、各種自動受取・支払や定時送金、事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービス、パソコンやスマートフォンによるインターネットバンキングなど、いろいろなサービスを行っています。

#### ③ 為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の各店舗や銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国の金融機関へ振込や手形・小切手などの取り立てが、安全・確実・迅速にできる内国為替を取り扱っています。

J Aのキャッシュカードは、偽造被害防止に効果のあるICキャッシュカードになっています。全国のJ A・銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫などのCD（現金自動支払機）・ATM（現金自動預払機）でご利用いただけるほか、買い物などの支払いが即時可能なデビットカードサービスも付加されています。

## 2. 共済事業

共済事業は、相互扶助を基本理念に、終身・養老生命・こども・定期生命・医療・がん・特定重度疾病・生活障害・認知症・介護・年金共済など生命保険会社と同じような商品や、火災・自動車・自賠責共済など損害保険会社と同じような商品を取り扱っています。さらに、自然災害にも強い力を発揮する建物更生共済を取り扱っています。このように、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、地域のみなさまの暮らしに安心をお届けし、一人一人の人生設計を一生涯サポートします。

## 3. 購買事業

購買事業は、組合員をはじめ地域のみなさまの農業生産に必要な資材から家庭園芸用まで、肥料や農薬・農業資材などのほか、食糧米などの生活物資を取り扱っています。

### ① 肥料・農薬・農業資材の販売

水稻や野菜、果樹などの肥料・農薬をはじめトラクターや田植機などの農業機械、噴霧器や小農具など農業に必要な資材を取り扱っています。また、家畜の飼料や水稻・園芸種子類も取り扱っています。

### ② 生活物資の販売

J A 宅配俱楽部などの食品のカタログ販売や食糧米、石材、白アリ駆除工事、健康器具などの廉価供給につとめています。

## 4. 販売事業

J A 堺市に出荷された食糧米は、地産地消ならびに食農教育の一環として、堺市内の小学校へ給食用に販売しています。また、ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」では、堺産米をはじめ地場産の野菜や果物・花など、新鮮で安全・安心な農産物を中心に提供しています。

## 5. 指導事業

農家のみなさまに対する営農指導をはじめ、組合員・地域のみなさまを対象とした法律・税務相談のほか、資産運用相談など、いろいろな指導・相談業務を行っています。指導・相談業務は、担当職員のほか、専門家による相談も実施していますので、お気軽にご利用ください。

## 事業活動の案内

### 商品・サービスのご案内

#### ■信用事業【貯金商品一覧表】

種別	特色・留意点	預入期間	預入金額	付利単位
普通貯金	給与や年金などの自動受け取り、公共料金などの自動支払い機能を加えるとより便利に。キャッシュカードとあわせて、あなたのサイフ代わりに。	出し入れ自由	1円以上	100円
無利息型(決済用)	無利息型の普通貯金です。貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	無利息
総合口座	個人のお客さまのみが対象で、一冊の通帳に普通貯金と担保に組み入れる定期貯金等がセットでき、「受け取る・支払う・蓄える・借りる(担保に組み入れた貯金で自動ご融資)」の4つの機能が使えます。	出し入れ自由	1円以上	100円
普通貯金 無利息型	総合口座にセットされた普通貯金を無利息型にしたものです。普通貯金は貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	無利息
成年後見支援貯金	個人のお客さままで家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方のみご利用できます。「指示書」に基づく取り扱いとなります。	出し入れ自由	1円以上	100円
無利息型(決済用)	成年後見支援貯金を無利息型にしたものです。貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	無利息
当座貯金	小切手や手形によるお支払いができ、事業には欠かせない商品です。貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	無利息
貯蓄貯金	個人のお客さまのみが対象で、7段階に分かれる基準残高によって金利の変わる有利な商品です。	出し入れ自由	1円以上	1円
通知貯金	短期の資金運用に最適です。お引き出しの2日前までにご連絡が必要です。	7日以上	5万円以上	1円
納税準備貯金	払い戻しが租税納付目的のみの場合は、利息は非課税になります。	出し入れ自由	1円以上	100円
教育資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。原則として払い出しが教育資金に限定されます。	要件の該当日まで	1円以上 1,500万円以内	100円
定期貯金	スープ定期貯金	期間・金額など幅広く有利にご利用いただけます。個人のお客さまの3・4・5・7・10年契約では6ヶ月複利計算で、さらに有利に運用できます(単利型もあります)。満期日の指定(1ヶ月超10年未満)もできます。希望月(1・2・3・6ヶ月)ごとに、利息を分割して受け取ることもできます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上
	大口定期貯金	まとまった資金を効率的に有利に運用できます。満期日の指定(1ヶ月超10年未満)もできます。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上
定期貯金	期日指定定期貯金	個人のお客さまのみが対象で、1年が過ぎると、1ヶ月前の予告で、いつでも必要額のお引き出しができます。利息は、1年複利計算します。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円以内
	変動金利定期貯金	6ヶ月ごとに自動的に金利を見直します。個人のお客さまの3年契約では6ヶ月複利計算で、さらに有利に運用できます(単利型もあります)。	1・2・3年	1円以上
積立式定期貯金	据置定期貯金	個人のお客さまのみが対象で、6ヶ月経過後はいつでも必要額のお引き出しができます。預入期間に応じて6段階の金利設定があり、6ヶ月複利計算します。	6ヶ月以上 5年以内	1円以上 1,000万円以内
	シルバ定期貯金	当JAで公的年金や恩給をお受け取りの方、もしくは65歳以上の在日外国人の方を対象に、年0.15%の金利を適用します(取扱期間があります)。	1年	1円以上 500万円以内
定期貯金	エンドレス型	積立期間を定めずに、毎月自由に定期貯金にお預けいただけます。	自由	1円以上
	満期型	満期日(預入期間)を指定して、定期貯金にお預けいただけます。	6ヶ月以上 10年以内	1円以上
定期貯金	年金型	お客様の資金を定期的に積み立て一定期間据え置いた後、指定した受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。	積立期間1年以上	1円以上
	一括預入年金型	退職金等、まとまった資金を一括で預け入れ、一定期間据え置いた後、お客様が指定する受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。	据置期間2ヶ月以上20年以内	1円以上
財形貯蓄	財形貯蓄	財形貯蓄(財産形成貯蓄貯金)は、勤労者を対象とした貯蓄です。給与からの自動振替で蓄えられます。		
	一般財形	積立額、貯蓄目的とも自由です。	3年以上	1円以上
	財形住宅	住宅取得を目的にした貯蓄です。財形年金と合算で元金550万円までの利息に非課税の特典があります。	5年以上	1円以上
定期積金	財形年金	在職中に積み立て、60歳以降に年金方式でお受け取りになります。	5年以上	1円以上
	定期積金	一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える商品です。この定期積金には、以下の種類があります。		
定期積金	定額式・目標式定期積金	掛金定額型と、初回で掛金を調整する目標額設定型があります。掛込周期は1・2・3・6ヶ月のいずれかとします。	月単位で6ヶ月以上5年以内	毎回1,000円以上
	隔月掛け定期積金(なごみ)	当JAで公的年金や恩給をお受け取りの方を対象に、店頭表示利回りに隔月掛け定期積金利回りを上乗せします。掛込周期は2ヶ月です。	1・2・3・4・5年	毎回1,000円以上 1回当たりの年金受取額以内
定期積金	プレ年金定期積金(そなえ得)	満55歳以上65歳未満の方で、かつ公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)のお受け取りを予約された方を対象に、店頭表示利回りに年0.15%の利率を上乗せします。掛込周期は1ヶ月です。	1・2・3・4・5年	毎回1,000円以上
	エコ定期積金(エコパートナー)	当JAと連名でエコパートナー宣言をしていただいた方を対象に、店頭表示利回りにエコ定期積金利回りを上乗せします。掛込周期は1ヶ月です。	1・2・3年	毎回1,000円以上 1顧客上限額5万円
定期積金	子育て支援定期積金(スマイル)	18歳以下の子を養育する保護者の方を対象に、店頭表示利回りに年0.1%の利率を上乗せします。契約時に、18歳以下の子が3人以上いる、または、児童手当もしくは給与のお受け取りを当JAに指定されている場合は年0.15%の利率を上乗せします。掛込周期は1ヶ月です。	1・2・3年	毎回1,000円以上 1顧客上限額5万円

## ■信用事業〔国債商品一覧表〕

種 別	特 色 ・ 留 意 点	預入期間	預入金額	付利単位
長 期 国 債 中 期 国 債	利率は固定金利で、銘柄により異なります。	2・5・10年	5万円単位	—
個 人 向 け 国 債 (変動10)	6ヵ月ごとに利率が変わる変動金利で、個人のお客さまのみが対象となります。	10年	1万円単位	—
個 人 向 け 国 債 (固定3・固定5)	固定金利で、個人のお客さまのみが対象となります。	3・5年	1万円単位	—

## ■信用事業〔貸付（融資）商品一覧表〕

商 品 名	資 金 使 途 ・ 留 意 事 項	融資金額	融 資 期 間
要 項 貸 付	新規就農応援資金 認定新規就農者等を対象に、農業経営に係る設備・運転資金を低利でご融資します。	1,000万円以内	12年以内 (就農時期により異なる)
	農業振興資金 農業およびその関連事業に必要な農業資金を中長期かつ低利でご融資します。	8億円以内	30年以内 (用途により異なる)
	不動産賃貸事業資金 マンションの建築など不動産の有効利用に必要な資金を低利でご融資します。	8億円以内	35年以内 (用途により異なる)
	長期低利資金 農業経営生活刷新・農地取得・納税資金など、幅広くご利用いただけます。	1億円以内	25年以内 (用途により異なる)
	資産継承資金 受け継いだ資産に対する相続税の納税に必要な資金等を長期かつ低利でご融資します。	原則、 3億円以内	30年以内
各 種 口 一 ン	住宅ローン 住宅の新築や購入（土地・中古住宅を含む）、他金融機関からの借換資金にご利用いただけます。	原則、 5,000万円以内	40年以内
	リフォームローン 増改築や補修など住宅のグレードアップ資金に。エコ住宅や耐震工事を目的としたリフォームなら、さらに低利でご融資します。	1,000万円以内	15年以内
	多目的ローン 買い物・レジャー・結婚など、お使いみちは自由です。	500万円以内	10年以内
	マイカーローン 自動車の購入、車庫の建築資金など、お車に関する資金にご利用いただけます。エコカーの購入なら、さらに低利でご融資します。	1,000万円以内	10年以内
	農機ハウスローン 農業機械などを取得する資金（農機具購入・修理など、バイブルハウスなど資材・建設費用、またこれらの借換資金など）にご利用いただけます。	1,800万円以内	10年以内
	教育ローン 学校への就学に必要な資金（入学金・授業料・下宿代など）にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
	(注) このほか、国や地方公共団体の制度資金など、各種資金を取り扱っています。担保・保証やその他ご融資条件、ご返済方法など、くわしくは支所窓口でおたずねください。 なお、JAのご利用度に応じてご融資利率を軽減する制度（一部ローン対象）もあります。		

## ■信用事業〔金融取り次ぎ商品一覧表〕

種 别	特 色 ・ 留 意 点
投 資 信 託	証券投資信託の略称で、一般投資家による証券投資を容易にすることを目的としてつくられています。複数の投資家から資金を集めて一つにまとめ、運用の専門家が金融・証券市場で株式や公社債等のいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として投資家に還元する仕組みです。ただし、預貯金保険の対象ではありません。また、貯金と異なり、元本や利息の保証はありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは、ご購入者が負うことになります。

## ■相談事業〔遺言信託商品一覧表〕

種 別	特 色 ・ 留 意 点
遺言信託管理コース (遺言信託代理業務)	農中信託銀行・JAバンク大阪信連の遺言信託代理店として、農中信託銀行・JAバンク大阪信連を遺言執行者に指定せず、公正証書遺言の作成相談から作成後の保管までを行う業務です。相続開始時には保管していた遺言公正証書を、指定された者へ引き渡すことで遺言信託管理コースとしての業務は終了します。なお、当JAが行う遺言信託代理業務は、契約締結の媒介です。
遺言信託執行コース (遺言信託代理業務)	農中信託銀行・JAバンク大阪信連の遺言信託代理店として、農中信託銀行・JAバンク大阪信連が遺言執行者に就職することを前提に遺言書の作成相談を行い、遺言書を農中信託銀行・JAバンク大阪信連が保管して、相続開始後速やかに相続人等関係者に遺言書を開示するとともに、遺言執行者に就職し、遺言内容の実現をかかる業務です。なお、当JAが行う遺言信託代理業務は、契約締結の媒介です。
遺産整理業務 (信託代理業務)	農中信託銀行・JAバンク大阪信連の信託代理店として、信託銀行に認められた「財産の整理又は清算に関する代理事務」として、遺産整理委任契約に定められた範囲で、相続手続きおよびそれに付帯する手続きを代行する業務です。①遺言執行者からの委任（遺言執行履行補助型）、②相続人全員からの委任（遺産分割協議型）を取り扱います。なお、当JAが行う遺産整理業務は、契約締結の媒介です。

## 事業活動の案内

### 商品・サービスのご案内

#### ■共済事業【長期共済】

種類		特徴
生 命 總 合 共 濟	終身共済	一生涯にわたって万一の保障が確保できます。万一のときにも手厚い「一時金」プラン、残された家族のくらしを支える「生活保障年金」プランがあります。
	養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。満期時には、まとまった「満期共済金」をお受取りいただけます。
	こども共済	お子さまの教育資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受取りいただけるプランもあります。
	定期生命共済	ライフプランに合わせて必要な保障期間が選べます。死亡・第1級後遺障害の状態・重度介護の状態を保証する共済です。
	医療共済	病気やケガによる入院、手術を幅広く保障します。がんの治療や先進医療を受けたときにも備えられるので安心です。ご希望にあわせて保障期間や共済掛金払込期間等を選ぶことができます。
	引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療共済です。引受条件が緩和されていますので、手軽に入れて保障も充実。日帰り入院から手術、放射線治療に持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
	がん共済	がんと闘うための安心を生涯にわたって手厚く保障し、あなたの「生きる」を応援します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。がんで先進医療を受けたときの技術料を保障するプランもあります。
	特定重度疾病共済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、「心血管疾患」や「脳血管疾患」、「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。また、4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回共済金をお受け取りいただけます。
	生活障害共済	公的な制度に連動した分かりやすい仕組みで、原因が病気かケガかを問わず、身体の障害状態を幅広く保障します。ニーズに合わせてプランを選べます。
	認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。認知症はもちろん、前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。簡単な告知でご加入いただけます。
	介護共済	長生きの時代を安心してくらしていくける、一生涯の介護保障です。介護の不安が増す高齢期にもしっかり対応。所定の要介護状態になったとき、「介護共済金」をお受取りいただけます。
	予定利率変動型年金共済	ゆとりのある老後のために増える楽しみがある年金額、積立て感覚で老後の生活資金が手軽に準備できます。
	建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。満期共済金は、建物の新・改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

#### ■共済事業【短期共済】

種類	特徴
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。
自動車共済	お車の保障のほかご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方の損害を幅広く保障します。また、大切なお車の事故による破損や、盗難、災害などによる損害を幅広く保障し、掛金割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。

#### ■経済事業【主な購買品目】

分類	内容
生 産 資 材	飼料
	肥料
	農薬
	保温資材
	包装資材
	農業機械
	石油類
	建築資材
	その他

分類	内容
生活 物 資	食料品
	耐久消費財
	日用保健雑貨用品
	その他

#### (主な販売品目)

分類	内容
農業生産品	野菜・米・花き・果物・卵・肉ほか

#### ■営農・生活・相談サービス

分類	内容・留意事項
営農指導・営農相談	農業技術や農業経営に関する指導・相談を営農センターで行っています。
税務相談	毎月3~4回、火曜日に本所（毎月1回は営農センター）で顧問税理士による無料相談を行っています。
法律相談	毎月木曜日2回本所で、土曜日1回営農センターで、顧問弁護士による無料相談を行っています。
農産物市況	営農テレホンサービス
	土曜日・日曜日・祝日を除く毎日の農産物市況（南部合同青果市場）と病害虫防除情報をお知らせしています（営農テレホンサービス Tel:072-277-3591）。
ホームページ	ホームページ上では日曜日・祝日を除いて、毎日の農産物市況（南部合同青果市場）と病害虫防除情報および病害虫注意報を掲載しています。

※税務・法律相談は予約制です。お問い合わせ・お申し込みは支所窓口へ。

# 信用事業取扱手数料一覧

## ■貯金業務に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類		単位	手数料	備考	
当座貯金	一般口	小切手帳交付	1 冊50枚	11,000 署名鑑印刷も可	
		約束手形交付	1 冊25枚	5,500 署名鑑印刷も可	
	署名鑑料	新規登録	—	2,200	
		変更	—	2,200	
		廃止	—	無料	
	専用約束手形口(マル専)	口座開設	1 口座	3,300 口座開設時に徴収	
		手形用紙交付	10 枚	330	
自己宛小切手発行		1 枚	880		
残高証明書発行		1 通	550	当組合書式 定例発行	
			770	当組合書式 隨時発行	
			2,200	当組合書式以外	
			2,200	監査法人向け	
取引履歴照合表発行		1 件	1,100	対象期間：2年以下	
			2,200	対象期間：2年超6年以下	
			3,300	対象期間：6年超	
その他証明書等発行		1 通	770	一覧表に記載のない証明書等	
再発行	貯金通帳	1 冊	1,100	紛失・汚損等、貯金者の管理責任に帰する場合	
	貯金証書	1 通	1,100		
	I C キャッシュカード	1 枚	1,100		
窓口両替／金種指定払戻し ※当組合に口座をお持ちの方は 1日1回に限り10枚まで無料		1～500枚	550		
		501～1,000枚	1,100		
		以降500枚ごとに加算	550	500枚未満の場合は500枚とみなす	
※持込または持帰の多い方の枚数（紙幣・硬貨の合計）により算出					
※同一金種間（新券等）の交換を含む、ただし、記念硬貨への交換は無料					
窓口硬貨入金整理 ※100枚までの入金は 1日1回に限り無料		1～500枚	550		
		501～1,000枚	1,100		
		以降500枚ごとに加算	550	500枚未満の場合は500枚とみなす	
※算定に対する手数料のため、整理算定後の入金取りやめ、もしくは金額変更の場合も徴収					

## 事業活動の案内

### ■ATM(現金自動預払機)利用に関するもの

(単位:円、消費税込)

手数料種類		利用時間帯	手数料	備考
取引媒体	取引			
JAキャッシュカード	入出金	平日	8:00~21:00	無料
		土曜日		
		日曜日		
		祝日		
他行キャッシュカード	出金	平日	8:00~8:45	220
			8:45~18:00	110
			18:00~21:00	220
		土曜日	8:00~9:00	220
			9:00~14:00	110
			14:00~21:00	220
		日曜日	8:00~21:00	220
		祝日		
		平日	8:00~8:45	110
			8:45~18:00	無料
クレジットカード	自動キャッシング	平日	18:00~21:00	110
		土曜日	8:00~9:00	110
			9:00~14:00	無料
			14:00~21:00	110
		日曜日	8:00~21:00	110
		祝日		
		平日		

(注) 1. 祝日とは「国民の祝日に関する法律」で定める全休日(祝日、振替休日)とします。ただし、1月2日と1月3日は祝日扱い、12月31日は曜日に応じた取り扱いとします。

2. 残高照会はいずれの場合も無料でご利用いただけます。

### ■内国為替取引に関するもの

(単位:円、消費税込)

手数料種類			単位	手数料	備考
送 金			1件	880	
窓口利用	系統あて		1件	550	当組合店舗間を含む
	他行あて		1件	770	
振込機 (ATM) 利 用	現金	系統あて	1件	440	当組合店舗間を含む
		他行あて	1件	660	
	キャッシュカード	系統あて	1件	220	当組合店舗間は無料
		他行あて	1件	440	
込  インターネ ット バンキング	個人のお客さま	系統あて	1件	110	当組合店舗間は無料
		他行あて	1件	220	
	法人のお客さま	系統あて	1件	220	当組合店舗間は無料
		他行あて	1件	440	
自動送金サービス	系統あて		1件	550	当組合店舗間を含む
	他行あて		1件	770	
代金 取立	電子交換		1通	880	
	個別取立		1通	1,100	当組合店舗間は無料
その他	送金・振込の組戻料		1件	1,100	手数料を超える経費を要する場合はその実費を申し受けます
	代金取立にかかる不渡手形返却料		1通	1,100	
	代金取立にかかる取立手形組戻料		1通	1,100	
	取立手形店頭呈示料		1通	1,100	

(注) 系統とは、農業(漁業)協同組合、信用農業(漁業)協同組合連合会、農林中央金庫をいい、他行とは系統以外の金融機関をいいます。

## 信用事業取扱手数料一覧

### ■貸付業務に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類	単位	手数料	備考
残高証明書発行	1通	770	
取引明細表発行	1件	770	
融資証明書発行	1通	770	
住宅取得年末残高証明書発行	1通	無料	
貸付金・利息証明書発行	1通	無料	
権利者の同意書発行	1部	1,100	印鑑証明書、資格証明書各1通を含む
ローンカード発行	1枚	1,100	
繰上償還	住宅ローン	5,500	
	リフォームローン	3,300	
条件変更	住宅ローン	5,500	返済を伴わないもの
	リフォームローン	3,300	

### ■その他の手数料

(単位：円、消費税込)

手数料種類	単位	手数料	備考
口座管理 (保護預かり) 業務	国債等の口座管理	無料	
	投信窓版の保護預かり	無料	
	残高証明書発行	1通 220	
株式払込 事務受託	一括払込	有償払込額 50百万円未満 2.750 有償払込額 50百万円以上 2.200 有償払込額 100百万円以上 1.650 有償払込額 300百万円以上 1.320	料率(A) $\text{手数料} = \text{有償払込額} \times \frac{A}{1,000}$
	夜間金庫使用料	年額 26,400	

## 事業活動の案内

### J A バンク・セーフティネット

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

#### ◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

#### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

#### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

#### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保をはかることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

#### <貯金等の保護の範囲>

○農水産業協同組合が破綻したときに貯金保険で保護される貯金等（「付保貯金」といいます）の額は、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす貯金）に該当するものは全額、それ以外の貯金等（「一般貯金等」といいます）については1農水産業協同組合ごとに貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等です。

○保険の対象となる貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で元本1,000万円を超える部分および保険対象外の貯金等ならばにこれらの利息等については、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

貯金等の分類		保護の範囲
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金（注1） (利息のつかない等の3要件を満たす貯金)  一般貯金等 (決済用貯金以外の貯金)
	定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債券（リツノーワイド等の保護預り専用商品）等（注2）	元本の合計1,000万円までとその利息等（注3）を保護 [1,000万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）]
対象外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券（ワリナー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等	保護対象外 [破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）]

（注）1. 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

2. このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

3. 定期積金の給付補填金も利息と同様保護されます。

\*本内容については、貯金保険機構ホームページより引用しています。なお、詳細については、

貯金保険機構ホームページ (<http://www.sic.or.jp/>) をご参照ください。

令和 4 年度  
**経営資料**



経 営 資 料 I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)	科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>					
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>458,521,576</b>	<b>455,207,098</b>	<b>1. 信用事業負債</b>	<b>455,125,551</b>	<b>451,616,863</b>
(1) 現金	1,698,776	2,108,317	(1) 賞金	452,691,951	449,724,917
(2) 預金	405,988,378	400,248,701	(2) 借入金	1,600,000	1,500,000
系統預金	405,988,378	400,248,591	(3) その他の信用事業負債	797,364	365,988
系統外預金	—	109	未払費用	139,434	97,728
(3) 有価証券	10,771,340	12,749,270	その他の負債	657,930	268,259
国債	10,063,400	12,046,230	(4) 睡眠貯金払戻引当金	36,236	25,957
地方債	507,030	504,330	<b>2. 共済事業負債</b>	<b>817,952</b>	<b>791,448</b>
社債	200,910	198,710	(1) 共済資金	533,058	504,560
(4) 貸出金	37,805,925	37,845,465	(2) 未経過共済付加収入	279,269	277,773
(5) その他の信用事業資産	2,257,156	2,255,343	(3) 共済未払費用	5,325	8,821
未収収益	2,213,095	2,212,292	(4) その他の共済事業負債	298	293
その他の資産	44,060	43,051	<b>3. 経済事業負債</b>	<b>52,146</b>	<b>58,320</b>
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>17,085</b>	<b>4,810</b>	(1) 経済事業未払金	41,929	47,477
(1) 共済貸付金	1,550	1,550	(2) 経済受託債務	10,217	10,842
(2) その他の共済事業資産	15,535	3,260	<b>4. 雑負債</b>	<b>734,693</b>	<b>774,211</b>
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>111,394</b>	<b>115,762</b>	(1) 未払法人税等	146,920	195,299
(1) 経済事業未収金	49,618	50,811	(2) 資産除去債務	37,070	37,130
(2) 棚卸資産	61,092	64,267	(3) その他の雑負債	550,702	541,781
購買品	41,488	46,061	<b>5. 諸引当金</b>	<b>642,622</b>	<b>595,711</b>
販売品	15,499	14,036	(1) 賞与引当金	96,937	95,246
その他の棚卸資産	4,103	4,169	(2) 退職給付引当金	269,696	249,352
(3) その他の経済事業資産	683	683	(3) 役員退職慰労引当金	61,275	70,413
<b>4. 雜資産</b>	<b>293,481</b>	<b>236,347</b>	(4) 特例業務負担引当金	214,713	180,699
(1) 雜資産	293,481	236,347	<b>負債の部合計</b>	<b>457,372,966</b>	<b>453,836,555</b>
<b>5. 固定資産</b>	<b>3,130,462</b>	<b>3,075,481</b>	<b>(純資産の部)</b>		
(1) 有形固定資産	3,126,069	3,069,983	<b>1. 組合員資本</b>	<b>20,619,031</b>	<b>21,236,162</b>
建物	3,882,923	3,882,576	(1) 出資金	1,201,157	1,200,695
機械装置	117,233	129,065	(2) 資本準備金	22,249	22,249
土地	940,086	940,086	(3) 利益剰余金	19,403,202	20,019,583
リース資産	62,915	62,915	利益準備金	2,388,026	2,402,314
建設仮勘定	—	85,960	その他利益剰余金	17,015,176	17,617,269
その他の有形固定資産	1,067,320	1,082,344	信用事業基盤強化積立金	1,900,000	2,100,000
減価償却累計額	△2,944,409	△3,112,965	施設整備積立金	480,000	480,000
(2) 無形固定資産	4,392	5,498	本所建設積立金	700,000	800,000
<b>6. 外部出資</b>	<b>15,525,670</b>	<b>15,525,670</b>	有価証券価格変動積立金	100,000	100,000
(1) 外部出資	15,525,670	15,525,670	貸出債権積立金	620,000	620,000
系統出資	14,984,470	14,984,470	特別積立金	11,590,297	11,790,297
系統外出資	541,200	541,200	当期未処分剰余金	1,624,878	1,726,971
<b>7. 繙延税金資産</b>	<b>186,541</b>	<b>187,562</b>	(うち当期剰余金)	(624,981)	(657,711)
<b>資産の部合計</b>	<b>477,786,211</b>	<b>474,352,733</b>	(4) 処分未済持分	△7,577	△6,365
			<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>△205,787</b>	<b>△719,984</b>
			(1) その他有価証券評価差額金	△205,787	△719,984
			<b>純資産の部合計</b>	<b>20,413,244</b>	<b>20,516,177</b>
			<b>負債および純資産の部合計</b>	<b>477,786,211</b>	<b>474,352,733</b>

## 2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 〔令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで〕	令和4年度 〔令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで〕	科 目	令和3年度 〔令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで〕	令和4年度 〔令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで〕
<b>1. 事 業 総 利 益</b>	<b>3,392,505</b>	<b>3,565,016</b>	(9) 利 用 事 業 収 益	41,552	40,947
事 業 収 益	4,413,322	4,439,068	水 稲 育 苗 代 金	21,461	22,106
事 業 費 用	1,020,817	874,051	請 負 代 金	20,091	18,840
(1) 信 用 事 業 収 益	2,922,298	3,044,225	(10) 利 用 事 業 費 用	29,116	29,036
資 金 運 用 収 益	2,802,258	2,850,034	水 稲 育 苗 費 用	11,893	11,870
(うち預金利息)	(2,196,302)	(2,189,057)	請 負 費 用	17,222	17,166
(うち有価証券利息)	(43,659)	(73,001)	<b>利 用 事 業 総 利 益</b>	<b>12,436</b>	<b>11,910</b>
(うち貸出金利息)	(341,687)	(350,311)	(11) 指 導 事 業 収 入	17,986	13,584
(うちその他受入利息)	(220,609)	(237,663)	指 導 補 助 金	7,270	2,862
役 務 取 引 等 収 益	56,633	57,445	実 費 収 入	10,475	10,482
その他の事業直接収益	20,548	—	受 入 事 務 委 託 料	240	240
そ の 他 経 常 収 益	42,858	136,745	(12) 指 導 事 業 支 出	106,389	105,832
(2) 信 用 事 業 費 用	543,505	402,244	營 農 改 善 費	18,877	19,138
資 金 調 達 費 用	307,536	200,080	生 活 改 善 費	28,872	27,140
(うち貯金利息)	(300,235)	(194,595)	教 育 情 報 費	58,639	59,553
(うち給付補償金繰入)	(2,742)	(1,398)	<b>指 導 事 業 収 支 差 額</b>	<b>△88,403</b>	<b>△92,247</b>
(うち借入金利息)	(444)	(941)	<b>2. 事 業 管 理 費</b>	<b>2,844,655</b>	<b>2,934,727</b>
(うちその他支払利息)	(4,113)	(3,145)	(1) 人 件 費	1,934,765	1,912,021
役 務 取 引 等 費 用	21,641	23,184	(2) 業 務 費	407,250	403,079
その他の事業直接費用	20,304	—	(3) 諸 税 負 担 金	132,384	133,330
そ の 他 経 常 費 用	194,022	178,979	(4) 施 設 費	347,910	475,772
<b>信 用 事 業 総 利 益</b>	<b>2,378,793</b>	<b>2,641,980</b>	(5) そ の 他 事 業 管 理 費	22,345	10,523
(3) 共 済 事 業 収 益	1,030,210	938,617	<b>事 業 利 益</b>	<b>547,849</b>	<b>630,288</b>
共 済 付 加 収 入	971,451	895,052	<b>3. 事 業 外 収 益</b>	<b>283,279</b>	<b>288,720</b>
そ の 他 の 収 益	58,759	43,564	(1) 受 取 出 資 配 当 金	255,532	255,532
(4) 共 済 事 業 費 用	36,922	26,039	(2) 貸 貸 料	5	24
共 済 推 進 費	32,344	22,765	(3) 雑 収 入	27,742	33,163
そ の 他 の 費 用	4,577	3,274	<b>4. 事 業 外 費 用</b>	<b>11,195</b>	<b>14,840</b>
<b>共 済 事 業 総 利 益</b>	<b>993,288</b>	<b>912,577</b>	(1) 支 払 雜 利 息	2,051	2,014
(5) 購 買 事 業 収 益	178,394	179,817	(2) 寄 付 金	6,775	6,331
購 買 品 供 給 高	162,163	165,674	(3) 減 価 償 却 費	568	773
購 買 手 数 料	14,740	12,613	(4) 雜 損 失	1,799	5,721
そ の 他 の 収 益	1,490	1,529	<b>經 常 利 益</b>	<b>819,934</b>	<b>904,168</b>
(6) 購 買 事 業 費 用	145,929	149,458	<b>5. 特 別 損 失</b>	<b>766</b>	—
購 買 品 供 給 原 価	141,300	143,996	(1) 固 定 資 産 処 分 損	766	—
購 買 品 供 給 費	2,773	2,966	<b>税 引 前 当 期 利 益</b>	<b>819,168</b>	<b>904,168</b>
そ の 他 の 費 用	1,856	2,495	法 人 税・住 民 税 お よ び 事 業 税	199,100	247,478
<b>購 買 事 業 総 利 益</b>	<b>32,464</b>	<b>30,358</b>	法 人 税 等 調 整 額	△4,913	△1,021
(7) 販 売 事 業 収 益	222,879	221,876	法 人 税 等 合 計	194,186	246,457
販 売 品 販 売 高	174,553	174,925	当 期 剰 余 金	624,981	657,711
販 売 手 数 料	28,828	28,321	当 期 首 緑 越 剰 余 金	999,896	1,069,259
そ の 他 の 収 益	19,497	18,629	当 期 未 処 分 剰 余 金	1,624,878	1,726,971
(8) 販 売 事 業 費 用	158,953	161,440			
販 売 品 販 売 原 価	150,286	151,173			
販 売 費	3,271	4,490			
そ の 他 の 費 用	5,394	5,776			
<b>販 売 事 業 総 利 益</b>	<b>63,926</b>	<b>60,436</b>			

## 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 〔令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで〕	令和4年度 〔令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで〕	科 目	令和3年度 〔令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで〕	令和4年度 〔令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで〕
<b>1. 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			(経済事業活動による資産および負債の増減)		
税引前当期利益	818,676	904,168	受取手形および経済事業未収金の純増減	△2,308	△1,193
減価償却費	128,324	249,980	棚卸資産の純増減	△11,562	△3,175
資産除去債務関係損益	58	59	支払手形および経済事業未払金の純増減	△14,494	5,548
睡眠貯金払戻引当金の増減額	804	△10,278	経済受託債務の純増減	17	625
賞与引当金の増減額	703	△1,691	(その他の資産および負債の純増減)		
退職給付引当金の増減額	△18,607	△20,343	その他の資産の純増減	4,445	55,488
役員退職慰労引当金の増減額	12,874	9,137	その他の負債の純増減	5,065	△6,892
特例業務負担引当金の増減額	△4,954	△34,014	信用事業資金運用による収入	2,838,287	2,851,682
信用事業資金運用収益	△2,802,258	△2,850,034	信用事業資金調達による支出	△381,377	△239,983
信用事業資金調達費用	307,536	200,080	<b>小 計</b>	4,712,144	2,444,532
受取雑利息および受取出資配当金	△255,532	△255,532	雑利息および出資配当金の受取額	255,532	255,532
支払雑利息	2,051	2,014	雑利息の支払額	△2,051	△2,014
有価証券関係損益	20,002	△1,307	法人税等の支払額	△210,266	△198,953
固定資産処分関係損益	766	2,413	<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,755,358</b>	<b>2,499,097</b>
(信用事業活動による資産および負債の増減)			<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
貸出金の純増減	△3,239,060	△39,540	有価証券の取得による支出	△5,668,740	△2,490,820
預金の純増減	800,304	5,099,890	有価証券の売却による収入	2,164,657	—
貯金の純増減	6,490,832	△2,967,033	固定資産の取得による支出	△325,690	△197,412
信用事業借入金の純増減	—	△100,000	<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△3,829,773</b>	<b>△2,688,232</b>
その他の信用事業資産の純増減	106	164	<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
その他の信用事業負債の純増減	215,474	△391,472	出資の増額による収入	19,962	11,393
(共済事業活動による資産および負債の増減)			出資の払戻しによる支出	△12,421	△12,345
共済資金の純増減	△207,432	△28,498	持分の取得による支出	△7,577	△6,405
未経過共済付加収入の純増減	△4,682	△1,495	持分の譲渡による収入	6,338	7,577
共済未払費用の純増減	1,203	3,495	出資配当金の支払額	△41,227	△41,330
その他の共済事業資産の純増減	6,726	12,274	<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△34,925</b>	<b>△41,110</b>
その他の共済事業負債の純増減	154	△4	<b>4. 現金および現金同等物の増減額</b>	<b>890,660</b>	<b>△230,245</b>
			<b>5. 現金および現金同等物の期首残高</b>	<b>2,196,494</b>	<b>3,087,155</b>
			<b>6. 現金および現金同等物の期末残高</b>	<b>3,087,155</b>	<b>2,856,909</b>

## 4. 注記表

令和3年度

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

## (1) その他有価証券

- ①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ②時価を把握することが極めて困難と認められるもの：移動平均法による原価法

## 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・購買品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・販売品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

## (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。なお、貸倒引当金は該当ありません。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

## ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

## ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職

員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

## (6) 睡眠賃金払戻引当金

利益計上した睡眠賃金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

## 5. 収益および費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和2年3月31日改正）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針30号令和3年3月26日）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

## ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ②販売事業

組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ③利用事業、指導事業

当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡すまたは役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡しまたは役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## 6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。また、損益計算書の事業収益・事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与

## 令和3年度

している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

### II. 会計方針の変更に関する注記

#### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### 代理人取引に係る収益認識

財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

この結果、当事業年度の購買品供給高が316,441千円、購買品供給原価が301,700千円減少し、購買手数料が14,740千円増加しています。また、購買事業収益が301,700千円、購買事業費用が301,700千円減少しています。これにより、事業収益が301,700千円、事業費用が301,700千円減少しています。

購買事業総利益、事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。

#### 2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

### III. 会計上の見積もりに関する注記

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額189,551千円（繰延税金負債との相殺前）

#### (2) 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積もり額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和4年6月に作成した第14次中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積もりと異なる場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 2. 固定資産の減損

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 一千円

##### (2) 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した第14次中期経営計画を基礎として算出しており、中期経営計画の将来キャッシュ・フローや、割引率については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

決議事項第3号が可決された場合、廃止予定となる支所グループは使用方法が変更されることから、翌事業年度においては減損の兆候の判断に影響を与えますが、損益に与える影響は軽微と判断しています。

### N. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 資産に係る圧縮記帳額

(1) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は6,423千円であり、その内訳は、次のとおりです。

工具器具備品 6,423千円

#### 2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金12,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

#### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額

金銭債権 292,475千円

#### 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から(iv) までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権は3,094千円、危険債権は4,697千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く）。です。

債権のうち、三ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権は該当ありません。

なお、三ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

## 令和3年度

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額の合計額は7,791千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

### 5. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、731,593千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

### V. 損益計算書に関する注記

#### 1. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、16千円の棚卸評価損が含まれています。

### VI. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸し付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債・社債等の債券等の有価証券による運用を行っています。

##### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、11.83%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

###### ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度

分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が37,174千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるもの含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

##### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	405,988,378	405,992,456	4,077
有 価 証 券			
その他の有価証券	10,771,340	10,771,340	—
貸 出 金	37,805,925		
貸 倒 引 当 金	—		
貸倒引当金控除後	37,805,925	38,118,913	312,988
資 産 計	454,565,644	454,882,710	317,065
貯 金	452,691,951	452,796,434	104,483
負 債 計	452,691,951	452,796,434	104,483

# 経営資料 I 決算の状況

## 令和3年度

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

##### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

##### ②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

##### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

#### 【負債】

##### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	15,525,670

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成元年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### (4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定期

(単位：千円)

	1年以内 2年以内	1年超 2年以内 3年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	405,988,378	—	—	—	—	—
有価証券	—	100,000	300,000	200,000	—	10,400,000
その他有価証券のうち 満期があるもの						
貸出金(※1)	3,854,841	2,893,284	2,255,089	2,139,874	1,987,975	24,674,859
合計	409,843,219	2,993,284	2,555,089	2,339,874	1,987,975	35,074,859

(※1) 貸出金のうち、当座貸越178,902千円については「1年内」に含めています。

### (5) 有利子負債の決算日後の返済予定期

(単位：千円)

	1年以内 2年以内	1年超 2年以内 3年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	438,492,710	4,583,190	9,041,556	396,791	153,054	24,646
合計	438,492,710	4,583,190	9,041,556	396,791	153,054	24,646

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年内」に含めています。

## VII. 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

#### ①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	取得原価または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
国債	2,311,585	2,347,540	35,954
地方債	499,814	507,030	7,215
社債	100,000	101,120	1,120
小計	2,911,400	2,955,690	44,289
国債	7,965,727	7,715,860	△249,867
地方債	—	—	—
社債	100,000	99,790	△210
小計	8,065,727	7,815,650	△250,077
合計	10,977,127	10,771,340	△205,787

なお、上記差額は、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

### 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
国債	2,184,961	20,548	20,304
合計	2,184,961	20,548	20,304

## VIII. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全共連との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

#### (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	1,780,282
勤務費用	130,786
数理計算上の差異の発生額	△27,148
退職給付の支払額	△103,093
期末における退職給付債務	1,780,827

#### (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	1,484,178
期待運用収益	17,231
数理計算上の差異の発生額	△472
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	129,007
退職給付の支払額	△103,093
期末における年金資産	1,526,851

#### (4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	1,780,827
確定給付企業年金制度	△1,526,851
未積立退職給付債務	253,976
未認識数理計算上の差異	15,720
貸借対照表計上額純額	269,696
退職給付引当金	269,696

## 令和3年度

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額	(単位：千円)
勤務費用	130,786
期待運用収益	△17,231
数理計算上の差異の費用処理額	△3,156
合計	110,399
(6) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
(単位：%)	
一般勘定	100.00
合計	100.00
(7) 長期期待運用收益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の收益率を考慮しています。	
(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	0.00%
長期期待運用收益率	1.16%

### 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金20,177千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額20,177千円と相殺して表示しています。  
なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

### IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	(単位：千円)
(繰延税金資産)	
賞与引当金	27,064
退職給付引当金	75,299
繰延資産（建物寄付）	4,697
役員退職慰労引当金	17,108
特例業務負担引当金	59,947
資産除去債務	10,350
睡眠貯金払戻引当金	10,117
資産管理研究会助成金繰越残高	5,190
未払事業税	13,036
未払費用	8,405
その他	5,610
繰延税金資産小計	236,828
評価性引当額	△47,277
繰延税金資産合計(A)	189,551
(繰延税金負債)	
資産除去費用の資産計上額	△540
外部出資	△2,469
繰延税金負債合計(B)	△3,010
繰延税金資産の純額(A)+(B)	186,541
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.51%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.36%
法人税軽減税率	△0.05%
住民税均等割等	0.76%

投資促進税制・所得拡大促進税制税額控除	△1.03%
評価性引当額の増減	△1.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.70%

### X. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

### XI. その他の注記

1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) リース資産の内容および減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、電子計算機です。

リース資産の減価償却の方法

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

### 2. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に係る資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に係る債務を計上しています。

②当該資産除去債務の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に17年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.967%）を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

当事業年度の期首残高 37,012

時の経過による調整額 58

当事業年度の期末残高 37,070

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

### XII. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. 現金および現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、当座預金、普通預金および通知預金となっています。

2. 現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

令和3年3月31日

(単位：千円)

現金・預金勘定

407,596,799

当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 △405,400,304

現金および現金同等物

2,196,494

令和4年3月31日

(単位：千円)

現金・預金勘定

407,687,155

当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 △404,600,000

現金および現金同等物

3,087,155

# 経営資料 I 決算の状況

## 令和4年度

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

##### (1) その他有価証券

①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

・購買品・・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・販売品・・・・・・・先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

##### (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況はないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。なお、貸倒引当金は該当ありません。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しています。

##### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

##### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

##### (5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

##### (6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

#### 5. 収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

##### ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

##### ②販売事業

組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

##### ③利用事業、指導事業

当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡すまたは役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡しまたは役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

#### 6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

#### 7. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

#### 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。また、損益計算書の事業収益・事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## 令和4年度

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について  
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

### II. 会計方針の変更に関する注記

#### 1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定期会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定期会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定期会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

### III. 会計上の見積もりに関する注記

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額190,400千円（繰延税金負債との相殺前）  
(2) 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報  
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和5年3月に作成した損益計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積もりと異なる場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 2. 固定資産の減損

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 3,069,983千円  
減損損失 一千円

##### (2) 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年3月に作成した損益計画を基礎として算出しており、損益計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### IV. 会計上の見積もりの変更に関する注記

#### 1. 固定資産の耐用年数の変更

本所・中部南支所・百舌鳥支所・津久野支所・浜寺支所・中央支所・北八下支所・南八下支所の建物・建物附属設備・構築物・工具器具備品については、令和4年6月23日開催の総代会の「持続可能な経営基盤の確立・強化に向けた組織再編の件」の議決を契機に当事業年度より残存使用見込期間まで耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しています。

この変更により、従来方法と比べて、当事業年度の事業管理費が98,483千円増加し、事業利益、経常利益および税引前当期利益が同額減少しています。

### V. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 資産に係る圧縮記帳額

(1) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は6,423千円であり、その内訳は、次のとおりです。  
工具器具備品 6,423千円

#### 2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金12,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

#### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 277,165千円  
理事、監事に対する金銭債務の総額 該当ありません

#### 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は3,472千円、危険債権額は488千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権は該当ありません。

なお、三ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額、三ヶ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は3,960千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### 5. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、670,111千円です。

## 令和4年度

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約総額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

## VI. 損益計算書に関する注記

## 1. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、136千円の棚卸評価損が含まれています。

## VII. 金融商品に関する注記

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸し付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債・社債等の債券等の有価証券による運用を行っています。

## (2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、13.80%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従つて債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

## ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めると

もに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

## (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が31,963千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるもの含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	400,248,701	400,210,191	△38,510
有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	12,749,270	12,749,270	—
貸 出 金	37,845,465		
貸 倒 引 当 金 (注)	—		
貸 倒 引 当 金 控 除 後	37,845,465	38,031,393	185,927
資 产 計	450,843,436	450,990,854	147,417
貯 金	449,724,917	449,743,535	18,618
負 債 計	449,724,917	449,743,535	18,618

(注) 貸出金に対する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

## 令和4年度

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

**【資産】**

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていな限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

**【負債】**

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額					
外 部 出 資		15,525,670					

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
預 金	400,248,701	—	—	—	—	—
有 価 証 券 <small>その他有価証券のうち 満期があるもの</small>	100,000	300,000	200,000	—	—	12,900,000
貸出金（注）	3,210,957	2,421,490	2,315,632	2,168,089	1,998,674	25,730,621
合 計	403,559,658	2,721,490	2,515,632	2,168,089	1,998,674	38,630,621

(注) 貸出金のうち、当座貸越163,790千円については「1年内」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
貯 金	434,664,636	11,573,791	3,072,031	312,299	83,290	18,868
合 計	434,664,636	11,573,791	3,072,031	312,299	83,290	18,868

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年内」に含めています。

### VIII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	取 得 原 価 ま た は 償 却 原 価	貸 借 対 照 表 計 上 額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	499,200	507,300	8,099
国 債	499,881	504,330	4,448
地 方 債	100,000	100,600	600
社 債	1,099,081	1,112,230	13,148
小 計	12,270,173	11,538,930	△731,243
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	—	—	—
国 債	100,000	98,110	△1,890
地 方 債	12,370,173	11,637,040	△733,133
小 計	13,469,254	12,749,270	△719,984
合 計			

(注) なお、上記差額は、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

### IX. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全共連との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	1,780,827
勤務費用	126,984
数理計算上の差異の発生額	15,024
退職給付の支払額	△86,817
期末における退職給付債務	1,836,019

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	1,526,851
期待運用収益	16,963
数理計算上の差異の発生額	335
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	128,433
退職給付の支払額	△86,817
期末における年金資産	1,585,765

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	1,836,019
確定給付企業年金制度	△1,585,765
未積立退職給付債務	250,253
未認識数理計算上の差異	△900
貸借対照表計上額純額	249,352
退職給付引当金	249,352

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	126,984
期待運用収益	△16,963
数理計算上の差異の費用処理額	△1,931
合計	108,089

## 4. 注記表

## 令和4年度

## (6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
(単位：%)
一般勘定 100.00
合計 100.00

## (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.00%
長期期待運用収益率 1.11%

## 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金20,077千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額20,077千円と相殺して表示しています。

なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

## X. 税効果会計に関する注記

## 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

	(単位：千円)
(繰延税金資産)	
賞与引当金	26,592
減価償却超過額	28,550
退職給付引当金	69,619
役員退職慰労引当金	19,659
特例業務負担引当金	50,451
資産除去債務	10,366
睡眠貯金払戻引当金	7,247
資産管理研究会助成金繰越残高	5,206
未払事業税	15,737
その他有価証券評価差額金	201,019
その他	15,011
繰延税金資産小計	449,463
評価性引当額	△259,062
繰延税金資産合計(A)	190,400
(繰延税金負債)	
資産除去費用の資産計上額	△368
外部出資	△2,469
繰延税金負債合計(B)	△2,838
繰延税金資産の純額(A)+(B)	187,562

## 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

## XI. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## VII. その他の注記

## 1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

## (1) リース資産の内容および減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、電子計算機です。

リース資産の減価償却の方法

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

## 2. 資産除去債務に関する注記

## (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## ①当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。

## ②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に17年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.967%）を採用しています。

## ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

	(単位：千円)
当事業年度の期首残高	37,070
時の経過による調整額	59
当事業年度の期末残高	37,130

## (2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

## VIII. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

## 1. 現金および現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、当座預金、普通預金および通知預金となっています。

## 2. 現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

令和4年3月31日	(単位：千円)
現金・預金勘定	407,687,155
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	△404,600,000
現金および現金同等物	3,087,155

## 令和5年3月31日 (単位：千円)

現金・預金勘定	402,357,019
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	△399,500,109
現金および現金同等物	2,856,909

## 5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項目	令和3年度 総代会承認日 令和4年6月23日	令和4年度 総代会承認日 令和5年6月20日
当期未処分剰余金	1,624,878	1,726,971
剰余金処分額	555,618	641,461
(1) 利益準備金	14,288	—
(2) 任意積立金	500,000	600,000
特別積立金	200,000	200,000
本所建設積立金	100,000	200,000
信用事業基盤強化積立金	200,000	200,000
(3) 出資配当金	41,330	41,461
(出資配当率)	(3.5%)	(3.5%)
次期繰越剰余金	1,069,259	1,085,509

(注) 1. 任意積立金のうち、一定の目的のために設定した積立金の種類および積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は次のとおりです。

種類	信用事業基盤強化積立金	施設整備金	有価証券価格変動積立金	貸出債権積立金	本所建設積立金
目的	信用事業の改善・発展に必要な資金を積み立てる	中長期的に予定する施設の取得に必要な資金を積み立てる	有価証券運用の価格変動リスクに対して必要な資金を積み立てる	貸出金の強化に必要な資金を積み立てる	本所施設等を建設するための必要な資金を積み立てる
積立目標額	期末貯金・定期積金残高の100分の1.5	5億円	期末有価証券残高の100分の5を限度とする	期末貸出残高の100分の2.5	15億円
積立基準	目標額の範囲内において、当期剰余金を参考し積み立てる				
取崩基準	信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合にその減少額等の範囲内で取り崩す	積立目的が達成された日の属する決算期を含む5年の間で、当該年度の費用相当分を参考の上、計画的に取り崩す	時価の著しい下落に伴う評価損計上(減損処理)により、当期剰余金に重要な影響を与える年度に当該減損処理相当額を取り崩す	貸倒損失により、当期剰余金に重要な影響を与える場合にその損失額等の範囲内で取り崩す	本所施設の事業管理費(減価償却等)が増大し、事業利益が減少した場合は、その減少額の範囲内で取り崩す
3年度積立額	200,000,000円	—	—	—	100,000,000円
3年度積立累計額	2,100,000,000円	480,000,000円	100,000,000円	620,000,000円	800,000,000円
4年度積立額	200,000,000円	—	—	—	200,000,000円
4年度積立累計額	2,300,000,000円	480,000,000円	100,000,000円	620,000,000円	1,000,000,000円

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額50,000,000円が含まれています。

# 経営資料 I 決算の状況

## 6. 部門別損益計算書

■令和3年度

(単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	① 4,413,322	2,922,298	1,030,210	428,139	32,673	—	
事業費用	② 1,020,817	543,505	36,922	321,497	100,014	18,877	
事業総利益 (① - ②)	③ 3,392,505	2,378,793	993,288	106,642	△67,340	△18,877	
事業管理費	④ 2,844,655	1,829,615	593,887	216,932	139,361	64,859	
(うち減価償却費)	⑤ 127,755	75,513	25,956	18,157	6,064	2,063	
(うち人件費)	⑥ 1,934,765	1,157,599	450,952	147,985	119,970	58,259	
※うち共通管理費	⑦ 631,328	188,156	65,580	19,637	8,677	△913,380	
(うち減価償却費)	⑧ 10,868	3,239	1,128	338	149	△15,723	
(うち人件費)	⑨ 290,383	86,543	30,164	9,032	3,991	△420,114	
事業利益 (③ - ④)	⑩ 547,849	549,177	399,401	△110,290	△206,702	△83,736	
事業外収益	⑪ 283,279	237,857	40,565	3,685	918	252	
※うち共通分	⑫ 18,405	5,485	1,911	572	252	△26,628	
事業外費用	⑬ 11,195	7,737	2,306	803	240	106	
※うち共通分	⑭ 7,737	2,306	803	240	106	△11,195	
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑫ - ⑬)	⑮ 819,934	779,297	437,660	△107,408	△206,024	△83,589	
特別利益	⑯ —	—	—	—	—	—	
※うち共通分	⑰ —	—	—	—	—	—	
特別損失	⑱ 766	533	193	7	28	3	
※うち共通分	⑲ 31	9	3	—	—	—	△45
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑰ - ⑱)	⑳ 819,168	778,764	437,466	△107,415	△206,053	△83,593	
営農指導事業分配賦額	㉑ —	58,273	17,370	6,093	1,855	△83,593	
営農指導事業分配賦後	㉒ 819,168	720,491	420,095	△113,509	△207,909	—	
税引前当期利益 (㉑ - ㉒)	㉓ 819,168	720,491	420,095	△113,509	△207,909	—	

\*⑥、⑩、⑫、⑯、⑰は、各事業に直課できない部分

■令和4年度

(単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	① 4,439,068	3,044,225	938,617	430,363	25,862	—	
事業費用	② 874,051	402,244	26,039	328,780	97,849	19,138	
事業総利益 (① - ②)	③ 3,565,016	2,641,980	912,577	101,582	△71,986	△19,138	
事業管理費	④ 2,934,727	1,869,718	586,438	251,374	157,302	69,893	
(うち減価償却費)	⑤ 249,206	143,953	45,534	35,840	18,743	5,135	
(うち人件費)	⑥ 1,912,021	1,142,438	432,481	155,601	122,083	59,416	
※うち共通管理費	⑦ 654,116	183,973	78,532	26,908	10,687	△954,218	
(うち減価償却費)	⑧ 39,669	11,157	4,762	1,631	648	△57,869	
(うち人件費)	⑨ 287,485	80,856	34,515	11,826	4,697	△419,381	
事業利益 (③ - ④)	⑩ 630,288	772,262	326,139	△149,791	△229,289	△89,032	
事業外収益	⑪ 288,720	241,201	41,197	4,735	1,230	355	
※うち共通分	⑫ 21,749	6,117	2,611	894	355	△31,728	
事業外費用	⑬ 14,840	10,173	2,861	1,221	418	166	
※うち共通分	⑭ 10,173	2,861	1,221	418	166	△14,840	
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑫ - ⑬)	⑮ 904,168	1,003,290	364,475	△146,277	△228,477	△88,842	
特別利益	⑯ —	—	—	—	—	—	
※うち共通分	⑰ —	—	—	—	—	—	
特別損失	⑱ —	—	—	—	—	—	
※うち共通分	⑲ —	—	—	—	—	—	
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑰ - ⑱)	⑳ 904,168	1,003,290	364,475	△146,277	△228,477	△88,842	
営農指導事業分配賦額	㉑ —	61,497	17,315	7,445	2,585	△88,842	
営農指導事業分配賦後	㉒ 904,168	941,793	347,159	△153,722	△231,062	—	
税引前当期利益 (㉑ - ㉒)	㉓ 904,168	941,793	347,159	△153,722	△231,062	—	

\*⑥、⑩、⑫、⑯、⑰は、各事業に直課できない部分

### 部門別損益計算書(令和3年度)注記

1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)共通管理費等

事業区分別職員数割、事業総利益割および人件費を除いた事業管理費割の平均

(2)営農指導事業

(1)と同基準

2. 配賦割合 (1)の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位: %)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生その他事業	活他業	営農指導事業	合計
共通管理費等	69.12	20.60	7.18	2.15	0.95	100.00	
営農指導事業	69.71	20.78	7.29	2.22	—	100.00	

(参考) 部門別の資産

(単位:百万円)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生その他事業	活他業	営農指導事業	合計
事業別の総資産	471,765	2,208	796	256	146	2,612	477,786
総資産(共通資産配分後)※ (うち固定資産)	473,571 (1,503)	2,746 (528)	984 (698)	312 (249)	171 (151)	477,786 (3,130)	

\*共通資産の配分は、上表「共通管理費等」配賦割合による

### 部門別損益計算書(令和4年度)注記

1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)共通管理費等

事業区分別職員数割、事業総利益割および人件費を除いた事業管理費割の平均

(2)営農指導事業

(1)と同基準

2. 配賦割合 (1)の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位: %)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生その他事業	活他業	営農指導事業	合計
共通管理費等	68.55	19.28	8.23	2.82	1.12	100.00	
営農指導事業	69.22	19.49	8.38	2.91	—	100.00	

(参考) 部門別の資産 (単位:百万円)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生その他事業	活他業	営農指導事業	合計
事業別の総資産	468,023	2,149	817	222	143	2,994	474,352
総資産(共通資産配分後)※ (うち固定資産)	470,076 (1,502)	2,727 (481)	1,064 (722)	307 (220)	177 (149)	—	474,352 (3,075)

\*共通資産の配分は、上表「共通管理費等」配賦割合による

## 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月14日付金監第2835号・17経営第3991号）に基づく、当組合の財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

### 確 認 書

1. 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有效地に機能していることを確認しました。
  - (1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
  - (2)業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3)重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月18日

堺市農業協同組合

代表理事組合長 寺下 三郎

## 8. 会計監査人の監査

令和3年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

## 1. 直近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	5,100,095	4,914,228	4,776,680	4,413,322	4,439,068
信用事業収益	3,218,216	3,006,832	2,974,887	2,922,298	3,044,225
共済事業収益	1,037,746	1,024,102	1,009,635	1,030,210	938,617
農業関連事業収益	772,298	803,865	731,867	401,274	401,694
その他事業収益	71,834	79,428	60,290	59,539	54,531
経常利益	876,406	711,819	848,911	819,934	904,168
当期剰余金	641,418	453,501	637,389	624,981	657,711
出資金 (出資口数)	1,189,624 (1,189,624)	1,190,342 (1,190,342)	1,194,013 (1,194,013)	1,201,157 (1,201,157)	1,200,695 (1,200,695)
純資産額	19,164,231	19,563,567	20,106,247	20,413,244	20,516,177
総資産額	455,889,619	464,636,284	471,083,821	477,786,211	474,352,733
貯金等残高	433,042,288	441,014,630	446,201,118	452,691,951	449,724,917
貸出金残高	31,856,094	32,792,861	34,566,864	37,805,925	37,845,465
有価証券残高	4,407,170	4,383,140	7,599,700	10,771,340	12,749,270
剰余金配当金額	41,110	41,205	41,227	41,330	41,461
出資配当の額	41,110	41,205	41,227	41,330	41,461
事業分量配当の額	—	—	—	—	—
職員数	325	339	341	340	332
単体自己資本比率	14.48%	14.48%	14.82%	15.22%	15.93%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。  
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

## 2. 利益総括表

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	2,802,258	2,850,034	47,775
	307,536	200,080	△107,456
	2,494,721	2,649,954	155,232
	56,633	57,445	812
	21,641	23,184	1,543
	34,991	34,260	△730
	63,406	136,745	73,338
	202,403	176,603	△25,800
	△138,996	△39,857	99,138
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	2,390,716	2,644,357	253,641
	0.52%	0.57%	0.05%
	993,288	912,577	△80,710
	0.14%	0.13%	△0.01%
	32,464	30,358	△2,105
購買事業粗利益 (購買事業粗利益率)	6.78%	6.62%	△0.16%
	63,926	60,436	△3,490
	16.30%	15.59%	△0.71%
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,731,282	3,810,605	79,323
	0.78%	0.79%	0.01%
	886,627	875,877	△10,749
	886,627	875,877	△10,749
	886,382	875,877	△10,504
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	886,382	875,877	△10,504

## 3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	454,640,181	2,802,258	0.61%	457,025,096	2,850,034	0.62%
うち預金	409,851,329	2,416,911	0.58%	405,847,919	2,426,720	0.59%
うち有価証券	8,515,313	43,659	0.51%	12,751,810	73,001	0.57%
うち貸出金	36,273,538	341,687	0.94%	38,425,366	350,311	0.91%
資金調達勘定	453,014,801	307,536	0.06%	455,488,560	200,080	0.04%
うち貯金・定期積金	451,386,359	302,978	0.06%	453,779,108	195,993	0.04%
うち借入金	1,628,442	444	0.02%	1,709,452	941	0.05%
総資金利ざや		0.08%			0.10%	

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り+資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

2. (注) 1の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めています。

## 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△54,130	47,775
うち預金	△71,506	9,809
うち有価証券	12,605	29,342
うち貸出金	4,770	8,623
支払利息	△104,538	△107,456
うち貯金・定期積金	△105,735	△106,984
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	30	496
差引	50,408	155,232

(注) 増減額は前年度対比です。

## 1. 信用事業

## (1) 貯金に関する指標

## ① 貯金の科目別期末残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
当座貯金	190,518	0.04%	107,624	0.02%	△82,894
普通貯金	162,170,388	35.82%	172,406,349	38.33%	10,235,961
貯蓄貯金	957,287	0.21%	868,948	0.19%	△88,339
通知貯金	—	—	—	—	—
その他の流動性貯金	252,197	0.05%	252,878	0.05%	680
流動性貯金計	163,570,392	36.13%	173,635,800	38.60%	10,065,408
定期貯金	279,745,983	61.79%	267,848,346	59.55%	△11,897,636
定期積金	9,305,164	2.05%	8,172,395	1.81%	△1,132,769
その他の定期性貯金	70,410	0.01%	68,374	0.01%	△2,035
定期性貯金計	289,121,558	63.86%	276,089,116	61.39%	△13,032,442
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合計	452,691,951	100.00%	449,724,917	100.00%	△2,967,033

## ② 貯金の科目別平均残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
当座貯金	158,834	0.03%	148,886	0.03%	△9,947
普通貯金	155,257,775	34.39%	168,121,849	37.04%	12,864,074
貯蓄貯金	964,064	0.21%	916,392	0.20%	△47,672
通知貯金	—	—	—	—	—
その他の流動性貯金	317,007	0.07%	275,750	0.06%	△41,256
流動性貯金計	156,697,681	34.71%	169,462,879	37.34%	12,765,197
定期貯金	283,617,161	62.83%	275,632,774	60.74%	△7,984,386
定期積金	11,000,146	2.43%	8,615,362	1.89%	△2,384,784
その他の定期性貯金	71,369	0.01%	68,091	0.01%	△3,277
定期性貯金計	294,688,677	65.28%	284,316,228	62.65%	△10,372,448
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合計	451,386,359	100.00%	453,779,108	100.00%	2,392,749

## ③ 定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利定期	279,733,284	99.99%	267,836,723	99.99%	△11,896,561
変動金利定期	12,699	0.00%	11,623	0.00%	△1,075
その他定期貯金	—	—	—	—	—
合計	279,745,983	100.00%	267,848,346	100.00%	△11,897,636

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

## (2) 貸出金等に関する指標

### ①貸出金の科目別期末残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
手形書面融資機度	37,627,022 178,902	99.52% 0.47%	37,681,675 163,790	99.56% 0.43%	54,652 △15,112
販賣付越付	—	—	—	—	—
合計	37,805,925	100.00%	37,845,465	100.00%	39,540

### ②貸出金の科目別平均残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形書面融資機度	3,383 36,089,520 180,368 266	0.00% 99.49% 0.49% 0.00%	— 38,259,448 165,917 —	— 99.56% 0.43% —	△3,383 2,169,928 △14,451 △266
販賣付越付	—	—	—	—	—
合計	36,273,538	100.00%	38,425,366	100.00%	2,151,827

### ③貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	11,350,444	30.02%	8,567,614	22.63%	△2,782,829
変動金利貸出	26,276,578	69.50%	29,114,060	76.92%	2,837,482
その他の貸出	178,902	0.47%	163,790	0.43%	△15,112
合計	37,805,925	100.00%	37,845,465	100.00%	39,540

### ④貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減	
物的担保	貯金等 有価証券 動産 不動産 その他の担保物	192,893 — — 68,092 —	166,368 — — 47,862 —	△26,525 — — △20,230 —
	計	260,986	214,230	△46,755
	農業信用基金協会保証 その他保証	32,427,691 3,405,136	33,451,005 3,667,038	1,023,314 261,902
	計	35,832,828	37,118,044	1,285,216
信 用	1,712,110	513,190	△1,198,920	
合計	37,805,925	37,845,465	39,540	

### ⑤債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

### ⑥貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備転貸の資本	37,158,478 576,614 70,832	98.28% 1.52% 0.18%	37,327,060 452,247 66,157	98.63% 1.19% 0.17%	168,582 △124,367 △4,674
合計	37,805,925	100.00%	37,845,465	100.00%	39,540

## ⑦貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
製造業	169,307	0.44%	161,960	0.42%	△7,347
農業	660,108	1.74%	540,288	1.42%	△119,820
林業	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業	3,621	0.00%	12,827	0.03%	9,205
建設業	415,383	1.09%	499,417	1.31%	84,033
電気・ガス・熱供給・水道業	50,994	0.13%	48,830	0.12%	△2,163
情報通信業	11,434	0.03%	10,979	0.02%	△455
運輸業	161,349	0.42%	199,436	0.52%	38,087
卸売・小売業	235,367	0.62%	305,610	0.80%	70,243
金融・保険業	20,392	0.05%	20,714	0.05%	322
不動産業	4,474,289	11.83%	4,192,101	11.07%	△282,188
各種サービス業	1,026,471	2.71%	1,083,241	2.86%	56,769
地方公共団体	1,720,343	4.55%	521,269	1.37%	△1,199,073
個人(住宅・消費・納税資金等)	28,856,859	76.32%	30,248,786	79.92%	1,391,927
合計	37,805,925	100.00%	37,845,465	100.00%	39,540

(注) 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

## ⑧主要な農業関係の貸出金残高

## ● 営農類型別

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
穀作	61,944	62,284	340
野菜・園芸	122,740	175,337	52,597
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	10,474	9,760	△714
養鶏・鶏卵	—	—	—
その他の農業	62,713	35,080	△27,632
農業関連団体等	—	—	—
合計	257,872	282,463	24,590

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。

なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が該当します。

## ● 資金種類別

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
プロパー資金	257,872	282,463	24,590
農業制度資金	—	—	—
うち農業制度資金	—	—	—
うちその他制度資金	—	—	—
合計	257,872	282,463	24,590

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑨農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

●農協法および金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	3,094	3,472
危険債権	4,697	488
要管理債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
合計	7,791	3,960
正常債権	37,810,341	37,853,426

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていませんが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができる可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（注1、2に掲げるものを除く。）をいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1、2および4に掲げるものを除く。）をいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。

●金融再生法開示債権の保全状況

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度
金融再生法開示債権合計(A)	7,791	3,960
保全額合計(B)	7,791	3,960
うち貸倒引当金	—	—
うち担保保証等	7,791	3,960
保全率(B)/(A)	100.00%	100.00%

(注) 貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しています。

## ⑩元本補填契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当ありません。

## ⑪貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：千円)

区分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
令和3年度	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
令和4年度	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) その他の金額は洗替による取崩額です。

## ⑫貸出金償却等の額

該当ありません。

### (3) 為替業務等取扱実績

#### ①内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種類	令和3年度				令和4年度			
	仕向		被仕向		仕向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	40,251	50,355,493	370,308	93,340,166	42,253	56,782,700	374,485	96,327,618
代金取立為替	16	31,848	7	6,435	6	9,120	15	4,118
雜為替	818	284,823	306	370,440	782	275,901	279	365,663
合計	41,085	50,672,165	370,621	93,717,042	43,041	57,067,722	374,779	96,697,400

#### ②公共債の引受額・公共債窓販実績

(単位：千円)

種類	窓口販売実績		引受実績	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国債	20,020	—	—	—

#### ③オフ・バランス取引の状況

該当ありません。

### (4) 有価証券に関する指標

#### ①有価証券の種類別平均残高

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
国地政金短社株受投	7,815,543 499,767 — 200,002 — —	12,051,987 499,826 — 199,996 — —	4,236,443 59 — △6 — —
合計	8,515,313	12,751,810	4,236,497

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和3年度および令和4年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

#### ②商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

#### ③有価証券の残存期間別残高

(単位：千円)

年度	種類	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和3年度	国地政金短社株受投	—	303,730	203,300	—	—	10,063,400	—	10,063,400
	方保融期社益資	—	—	—	—	—	—	—	507,030
	方保融期社益資	—	—	—	—	—	—	—	—
	方保融期社益資	—	101,120	—	—	99,790	—	—	200,910
	方保融期社益資	—	—	—	—	—	—	—	—
	方保融期社益資	—	—	—	—	—	—	—	—
	方保融期社益資	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度	国地政金短社株受投	100,520	403,810	—	—	—	12,046,230	—	12,046,230
	方保融期社益資	—	—	—	—	—	—	—	504,330
	方保融期社益資	—	—	—	—	—	—	—	—
	方保融期社益資	—	—	—	—	—	—	—	—
	方保融期社益資	—	100,600	—	—	98,110	—	—	198,710
	方保融期社益資	—	—	—	—	—	—	—	—
	方保融期社益資	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和3年度および令和4年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

## (5) 有価証券等の時価情報等

## ①有価証券の時価情報等

(単位：千円)

区分	令和3年度			令和4年度		
	取得価額 A	時価 B	評価損益 B - A	取得価額 C	時価 D	評価損益 D - C
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他保有	10,977,127	10,771,340	△205,787	13,469,254	12,749,270	△719,984
合計	10,977,127	10,771,340	△205,787	13,469,254	12,749,270	△719,984

(注) 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。

2. 取得価額は取得原価または償却原価によっています。

3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。

4. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額として計上しています。

## ②金銭の信託の時価情報等

該当ありません。

## ③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当ありません。

## (6) 預かり資産の状況

## ①投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	79	88

(注) 投資信託残高は「約定日基準」に基づく算出です。

## ②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和3年度	令和4年度
残高有り投資信託口座数	1	2

## 2. 共済事業取扱実績

### (1) 長期共済新契約高・保有高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	年度末保有高	新契約高	年度末保有高
生命系	終身共済	6,277,618	107,470,353	4,381,463
	定期生命共済	916,000	2,466,500	545,000
	養老生命共済	3,456,730	66,542,281	2,731,560
	うちこども共済	646,000	29,162,700	60,127,691
	医療共済	588,300	2,974,600	607,500
	がん共済	—	384,000	—
	定期医療共済	—	584,200	2,857,100
	介護共済	1,259,455	4,717,354	179,000
	年金共済	—	89,000	374,500
建物更生共済	62,310,640	493,493,174	51,088,240	494,413,374
合計	74,808,744	678,721,464	59,086,627	671,734,690

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

### (2) 医療系共済の共済金額新契約高・保有高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	年度末保有高	新契約高	年度末保有高
医療共済	50	18,849	38	17,350
	97,547	114,510	66,580	187,280
がん共済	140	6,206	113	6,139
定期医療共済	—	4,494	—	4,247
合計	190	29,549	151	27,736
	97,547	114,510	66,580	187,280

(注) 1. 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済および定期医療共済の金額は入院共済金額です。

2. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済金額ごとの合計欄を記載しています。

### (3) 介護系その他の共済の共済金額新契約高・保有高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	年度末保有高	新契約高	年度末保有高
介護共済	1,362,579	6,858,477	187,561	6,828,645
認知症共済	—	—	357,400	355,400
生活障害共済（一時金型）	3,000	94,000	28,000	118,500
生活障害共済（定期年金型）	3,600	18,000	5,600	23,600
特定重度疾病共済	36,500	381,500	44,500	409,500

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

### (4) 年金共済の年金新契約高・保有高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	年度末保有高	新契約高	年度末保有高
年金開始前	285,825	5,281,786	580,411	5,553,401
年金開始後	—	2,743,806	—	2,630,691
合計	285,825	8,025,593	580,411	8,184,092

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

### (5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	11,455,340	9,972	10,959,450	9,353
自動車共済	—	320,940	—	313,709
傷害共済	4,119,500	852	4,562,500	857
賠償責任共済	—	926	—	857
自己賠償責任共済	—	35,723	—	35,211
合計	—	368,414	—	359,989

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障または火災保障を伴わない共済の金額欄は「—」）を記載しています。

### 3. 購買事業取扱実績

(単位：千円)

種類	令和3年度			令和4年度		
	供給高	手数料	取扱高	供給高	手数料	取扱高
生産資材	飼料	1,321	76	1,321	219	219
	肥料	69,738	6,508	71,261	9,351	82,347
	農業用薬	50,030	8,178	50,030	6,686	47,946
	温帯資材	7,626	1,000	18,918	1,073	8,420
	包装資材	3,875	368	3,875	330	3,844
	農業機械	666	85	169,204	598	182,656
	石油類	32	6	705	26	653
	自動車	54	7	54	—	—
	建築資材	64	6	83,492	59	66,446
	その他	15,378	2,732	15,554	14,744	14,945
計		148,788	18,971	414,419	154,344	19,929
合計		148,788	18,971	414,419	154,344	19,929
生活物資	食糧	8,220	722	8,701	498	7,118
	生鮮食品	—	—	6,284	—	5,907
	一般食品	4,441	1,247	8,322	4,031	7,895
	衣料品	621	57	642	42	564
	耐久消費財	—	—	33,550	—	19,734
	日用品	90	11	6,683	104	9,398
	その他の	—	—	—	—	—
	計	13,374	2,038	64,185	11,329	1,600
	合計	162,163	21,010	478,604	165,674	21,530
	合計	162,163	21,010	478,604	165,674	21,530
合計		162,163	21,010	478,604	165,674	21,530
合計		162,163	21,010	478,604	165,674	21,530
合計		162,163	21,010	478,604	165,674	21,530

### 4. 販売事業取扱実績

(単位：千円)

種類	令和3年度			令和4年度		
	販売高	手数料	取扱高	販売高	手数料	取扱高
買取	174,553	24,267	174,553	174,925	23,751	174,925
受託	—	28,828	217,591	—	28,321	212,647
合計	174,553	53,095	392,144	174,925	52,072	387,573

### 5. 利用事業

(単位：千円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	販売高	手数料	取扱高	販売高	手数料	取扱高
収益	水稻育苗代金 請負代金	21,461 20,091	—	22,106 18,840	—	—
	計	41,552	—	40,947	—	—
費用	水稻育苗費用 請負費用	11,893 17,222	—	11,870 17,166	—	—
	計	29,116	—	29,036	—	—
利用事業利益		12,436	—	11,910	—	—

### 6. 指導事業

(単位：千円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	販売高	手数料	取扱高	販売高	手数料	取扱高
収入	指導補助金 実費収入 受入事務委託料	7,270 10,475 240	—	2,862 10,482 240	—	—
	計	17,985	—	13,584	—	—
支出	農改善費 生活改善費 教育情報報費	18,877 28,872 58,639	—	19,138 27,140 59,553	—	—
	計	106,388	—	105,832	—	—
收支差額		△88,403	—	△92,247	—	—

# 経営資料

## IV 経営指標

### 1. 利益率

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.17%	0.18%	0.01%
資本経常利益率	4.09%	4.38%	0.29%
総資産当期純利益率	0.13%	0.13%	0.00%
資本当期純利益率	3.12%	3.19%	0.07%

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

2. 資本経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産勘定平均残高}} \times 100$

### 2. 貯貸率・貯証率

区分		令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	8.35%	8.41%	0.06%
	期中平均	8.03%	8.46%	0.43%
貯証率	期末	2.37%	2.83%	0.46%
	期中平均	1.88%	2.81%	0.93%

(注) 1. 貯貸率(期末) =  $\frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$

3. 貯証率(期末) =  $\frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$

2. 貯貸率(期中平均) =  $\frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

4. 貯証率(期中平均) =  $\frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

### 3. 職員一人当たり指標

(単位:千円)

項目		令和3年度	令和4年度	増減
信用事業	貯金残高	1,331,446	1,354,593	23,147
	貸出金残高	111,193	113,992	2,799
共済事業	長期共済保有高	1,996,239	2,023,297	27,058
経済事業	購買品取扱高	1,407	1,379	△28
	販売品取扱高	1,153	1,167	14

(注) 1. 令和3年度末の数値を340人で除して算出しています。

2. 令和4年度末の数値を332人で除して算出しています。

### 4. 一店舗当たり指標

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
貯金残高	20,576,906	20,442,041	△134,865
貸出金残高	1,718,451	1,720,248	1,797
長期共済保有高	30,850,975	30,533,395	△317,580

(注) 1. 令和3年度末および令和4年度末の数値を22店舗で除して算出しています。

- 農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年金融庁・農林水産省告示第4号）として開示しています。
- 「定性的な開示事項」の前年度（令和3年度）の記載については、以下（令和4年度）と同内容のため、記載を省略しています。

## 《定性的な開示事項》

### 1. 自己資本比率の状況等

#### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保につとめるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、15.93%となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項目	内容
発行主体	堺市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,200百万円（前年度1,201百万円）

当JAは、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持をはかるとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実につとめています。

### 2. 信用リスクに関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク（Moody's）
S & P レーティングズ・サービシズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスボージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスボージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスボージャー(長期)	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
法人等向けエクスボージャー(短期)	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	

(注)「エクスボージャー」とは、リスクに晒されている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には預金や貸出金・有価証券等が該当します。

### 3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジヤーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジヤーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジヤーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定できること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジヤー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

### 4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

該当ありません。

### 5. 証券化エクスポートジヤーに関する事項

該当ありません。

### 6. オペレーション・リスクに関する事項

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーション・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、オペレーション・リスクを、①事務リスクと②システムリスクの二つに分けて管理しています。各リスクの管理方針等については、8ページをご覧下さい。

#### ◇オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当JAでは、自己資本比率の算出上のオペレーション・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーション・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーション・リスク相当額とするものです。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の出資として計上されているものをいい、当JAにおいては、系統および系統外出資が該当します。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、系統および系統外出資の評価等については、取得原価を記載し、<sup>きそん</sup>毀損の状況に応じて引当金（外部出資等損失引当金）の計上や直接償却（外部出資等償却）を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更などがあれば、注記表にその旨記載することとしています。

## 8. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールにつとめています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明  
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理につとめています。
- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当JAは、ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減につとめています。
- 金利リスク計測の頻度  
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明  
該当ありません。

### ◇金利リスクの算定手法の概要

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- 内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
重要な変動はありません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点）  
特段ありません。

## 《定量的な開示事項》

## 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項目	目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目			
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		20,577,701	21,194,701
うち、出資金および資本準備金の額		1,223,406	1,222,944
うち、再評価積立金の額		—	—
うち、利益剰余金の額		19,403,202	20,019,583
うち、外部流出予定額		△41,330	△41,461
うち、上記以外に該当するものの額		△7,577	△6,365
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		—	—
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額		—	—
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	20,577,701	21,194,701
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額		3,166	3,963
うち、のれんに係るもの		—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		3,166	3,963
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されたものを除く。）の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10%基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15%基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	3,166	3,963
自己資本			
自己資本の額 ((イ)-(ロ))	(ハ)	20,574,534	21,190,737
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		128,708,273	126,446,493
うち経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート		—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		—	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		6,391,567	6,534,684
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーション・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	135,099,840	132,981,178
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ)/(二)) × 100		15.22%	15.93%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。  
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を探用しています。  
 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスボージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスボージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	1,698,776	—	—	2,108,317	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	10,287,629	—	—	12,781,463	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,213,326	—	—	1,014,185	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行等向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	408,278,596	81,655,719	3,266,228	402,533,807	80,506,761	3,220,270
法人等向け	126,002	63,090	2,523	124,381	54,913	2,196
中小企業等向けおよび個人向け	3,608,668	1,771,854	70,874	3,836,626	899,432	35,977
抵当権付住宅ローン	2,476	866	34	498	174	6
不動産取得等事業向け	30,382	30,382	1,215	21,230	21,230	849
三月以上延滞等	94	141	5	—	—	—
取立未済手形	36,615	7,323	292	36,769	7,353	294
信用保証協会等保証付	32,437,437	3,203,213	128,128	33,460,886	3,310,076	132,403
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	1,550	—	—	1,550	—	—
出資等	574,500	574,500	22,980	574,500	574,500	22,980
（うち出資等のエクスポージャー）	574,500	574,500	22,980	574,500	574,500	22,980
（うち重要な出資のエクspoージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	18,692,775	41,401,181	1,656,047	18,489,382	41,072,050	1,642,882
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他の外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクspoージャー）	14,951,170	37,377,925	1,495,117	14,951,170	37,377,925	1,495,117
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー）	187,767	469,418	18,776	103,942	259,855	10,394
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクspoージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクspoージャー）	3,553,838	3,553,838	142,153	3,434,270	3,434,270	137,370
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルーワ方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンデート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクspoージャー別計	477,988,832	128,708,273	5,148,330	474,983,599	126,446,493	5,057,859
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	477,988,832	128,708,273	5,148,330	474,983,599	126,446,493	5,057,859
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
所要自己資本額計	6,391,567	255,662	6,534,684	261,387	135,099,840	5,403,993
	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	135,099,840	5,403,993	132,981,178	5,319,247		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果後のリスク・アセット額を原エクspoージャーの種類ごとに記載しています。  
 2. 「エクspoージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトは150%になったエクspoージャーのことです。  
 4. 「出資等」とは、出資エクspoージャー、重要な出資のエクspoージャーが該当します。  
 5. 「証券化（証券化エクspoージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクspoージャーのことです。  
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置により、なお從前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。  
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれています。  
 8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\text{粗利益} \times 15\% \div 8\% \\ \text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\% \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

# 経営資料

## V 自己資本の充実の状況等

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ①信用リスクに関するエクスポートヤーおよび三月以上延滞エクスポートヤーの期末残高

(単位:千円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	信用リスクに関するエクスポートヤーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポートヤー	うち貸出金等	うち債券
法人	農業	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—
	鉱業	1,615	1,615	—	1,349	1,349
	建設・不動産業	15,871	15,871	—	14,826	14,826
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,017	3,017	—	—	—
	運輸・通信業	150	—	—	150	—
	金融・保険業	15,729,245	—	200,409	15,729,399	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	34,751	1,451	—	33,755	455
上記以外	日本国政府・地方公共団体	12,500,956	1,712,685	10,788,270	13,795,648	513,477
	上記以外	406,038,629	46,294	—	400,297,623	45,070
個人	人	36,038,256	36,036,706	—	94	37,283,367
その他		7,626,339	—	—	7,827,480	—
業種別残高計		477,988,832	37,817,642	10,988,680	94	474,983,599
1年以下		406,839,298	846,964	—	384,832,379	679,634
1年超3年以下		2,018,841	1,618,054	400,787	17,253,369	552,549
3年超5年以下		1,526,547	1,326,390	200,157	1,440,037	1,440,037
5年超7年以下		1,512,808	1,512,808	—	1,497,358	1,497,358
7年超10年以下		2,754,284	2,654,179	100,105	2,847,055	2,746,950
10年超		40,063,332	29,775,702	10,287,629	43,643,443	30,861,980
期限の定めのないもの		23,273,717	83,542	—	23,469,954	78,484
残存期間別残高計		477,988,832	37,817,642	10,988,680	474,983,599	37,856,996
						13,482,580

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートヤーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートヤーに該当するもの、証券化エクスポートヤーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートヤーを含んでいます。  
 「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。  
 3. 「三月以上延滞エクスポートヤー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポートヤーをいいます。  
 4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。  
 5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

#### ②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:千円)

項目	令和3年度				令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	
			目的使用	その他				目的使用	その他
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	人	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

#### ③貸出金償却の額

該当ありません。

#### ④信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	14,818,243	14,818,243	—	16,451,111
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	32,032,114	32,032,114	—	33,100,746
	リスク・ウェイト20%	—	408,315,211	408,315,211	—	405,938,384
	リスク・ウェイト35%	—	2,476	2,476	—	498
	リスク・ウェイト50%	100,105	3,129,390	3,229,495	100,105	—
	リスク・ウェイト75%	—	293,359	293,359	—	307,632
	リスク・ウェイト100%	—	4,158,898	4,158,898	—	4,030,008
	リスク・ウェイト150%	—	94	94	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	15,138,937	15,138,937	—	15,055,112
その他の		—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—
合 計		100,105	477,888,726	477,988,832	100,105	474,883,494
						474,983,599

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「格付あり」には、リスク・ウェイト算定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはリスク・ウェイト算定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。  
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを導入したものについても集計の対象としています。  
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャー等リスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

##### 信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャーの額

(単位：千円)

項目	令和3年度		令和4年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	25,719	—	24,268
中小企業等向けおよび個人向け	—	3,103,670	—	3,343,538
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関連	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—
合 計	—	3,129,390	—	3,367,807

- (注) 1. 当JAは、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。  
 2. 「エクspoージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトは150%になったエクspoージャーのことです。  
 4. 「証券化（証券化エクspoージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクspoージャーのことです。  
 5. 「その他」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれています。

#### 5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

#### 6. 証券化エクspoージャーに関する事項

該当ありません。

## 経 営 資 料

## V 自己資本の充実の状況等

### 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

#### ①出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：千円)

項目	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場	—	—	—	—
非上場	15,525,670	15,525,670	15,525,670	15,525,670
合計	15,525,670	15,525,670	15,525,670	15,525,670

#### ②出資その他これに類するエクspoージャーの売却および償却に伴う損益

該当ありません。

#### ③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当ありません。

#### ④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当ありません。

### 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

該当ありません。

### 9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

#### IRRBB 1：金利リスク

項目番号	リスク要因	△EVE		△NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	264	332	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	2	30
3	ステイ一プ化	1,074	1,204	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	99	338	—	—
7	最大値	1,074	1,204	2	30
		令和3年度		令和4年度	
8	自己資本の額	20,574		21,190	

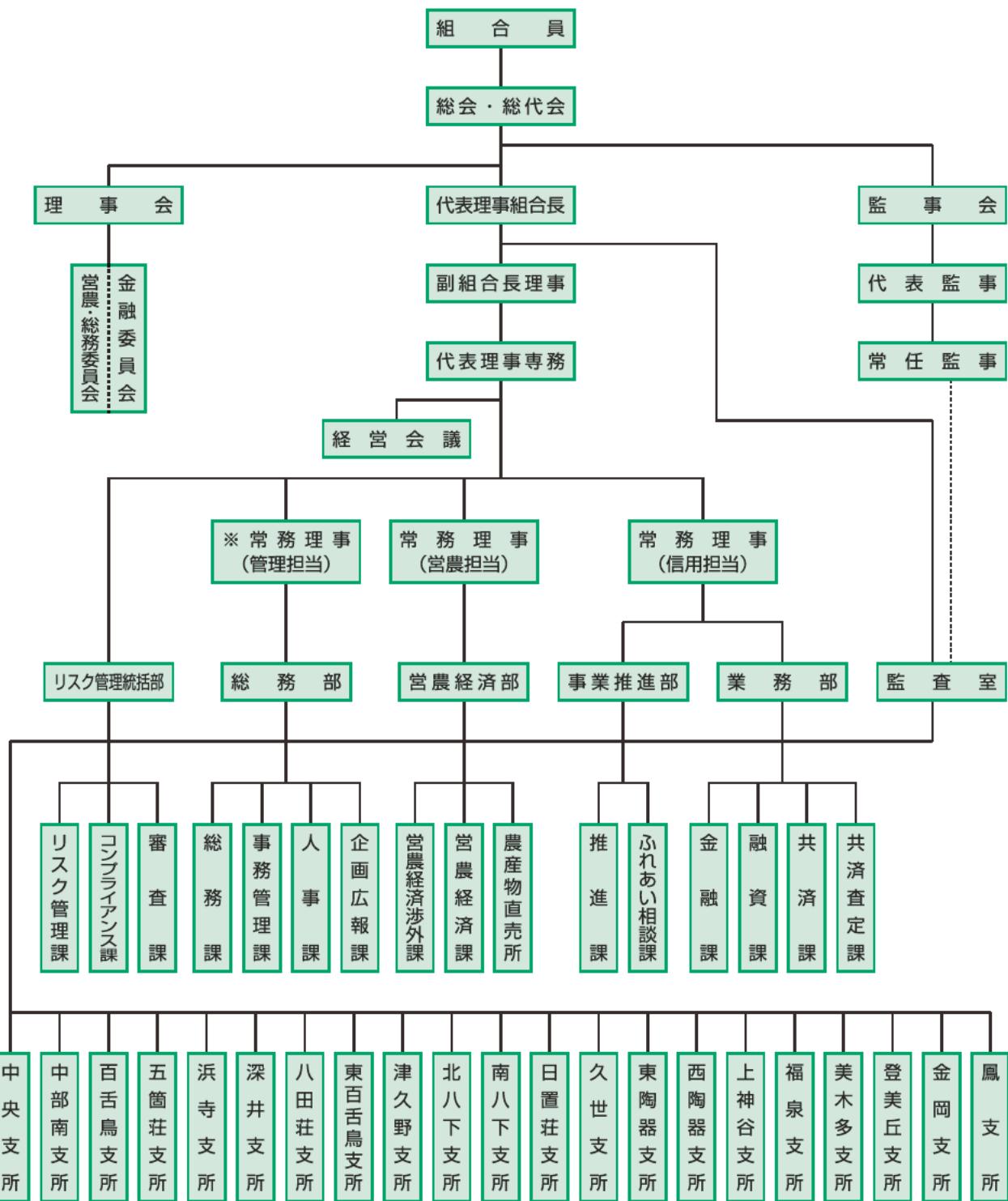
令和4年度  
**JAの概要**



## J A の 概 要

### 1. 機 構 図

(令和5年7月1日現在)



## 2. 役員一覧

### ●理 事

役職名	氏名	代表権	役職名	氏名	代表権
代表理事組合長	寺下三郎	有	理事	松川敏弘	無
副組合長理事	早川功	無	〃	森敏之	ク
代表理事専務 (管理担当常務兼任)	西野高之	有	〃	西尾菊男	ク
常務理事(営農担当)	池側憲文	無	〃	藤井浩一	ク
常務理事(信用担当)	浜田孝治	ク	〃	居仁秀	ク
理事	万雅弘	ク	〃	土山一次	ク
ク	森豊一	ク	〃	芝嗣治	ク
ク	松川武美	ク	〃	尾健次	ク
ク	平山嘉昌	ク	〃	井川浩	ク
ク	山本昌	ク	〃	居仁政	ク
ク	小西徹	ク	〃	土山能仁	ク
ク	橋勤	ク	〃	安芝修	ク
ク	辻千太郎	ク	〃	東要裕	ク
ク	菅利代子	ク	〃	上法子	ク

### ●監 事

役職名	氏名
代表監事	檜花和美
常任監事	木本健治
監	才和初子
員外監事	中野栄穂
	伊藤裕幸

(注) 伊藤裕幸は、農協法第30条第14項に定める要件  
を満たす員外監事です。

- (注) 1. 松川武美、石橋勤、辻千太郎、松川敏弘、西尾菊男、安野章治、芝尾健、小西宏幸は、農協法第30条第12項第1号の規定に該当する理事です。  
 2. 早川功、森敏之、藤井浩一、樋川政次、土居仁秀、霜野要規は、農協法施行規則第76条の2第1項第1号“へ”的規定に該当する理事です。  
 3. 寺下三郎、西野高之、池側憲文、浜田孝治は、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する理事です。

(順不同)

## 3. 会計監査人の名称

(令和5年7月1日現在)

名称	みのり監査法人
代表者	理事長 大森一幸
主たる事務所	東京都港区芝5丁目29-11 G-BASE田町14階

## 4. 組合員数

(単位:人、団体)

区分		令和3年度	令和4年度
正組合員	個人	5,808	5,690
	法人	1	1
	その他の法人	—	—
計		5,809	5,691
准組合員	個農業協同組合法人	22,315	22,644
	農事組合法人	—	—
	その他の法人	—	—
計		22,319	22,648
合計		28,128	28,339

## J A の 概 要

### 5. 組合内の組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
野菜振興会	433
緑花振興会	15
果樹振興会	31
4Hクラブ	17
観光農業振興会	22
農作業受託協議会	9
女性性会	1,270
資産管理研究会	629
年金友の会	1,699

(注) 組合名については令和5年7月1日現在を、構成員数については令和5年3月31日現在を基準として記載しています。

### 6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

### 7. 地 区 一 覧

J A 堺市の地区は、堺市です。ただし、堺市美原区の区域は、大饗、菩提、小寺に限ります。

#### ●事務所および主要施設の所在地



## 8. 店舗一覧

### ■事務所

(令和5年7月1日現在)

施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号	事業内容	ATM設置台数
本 所	593-8301	堺市西区上野芝町2丁1番1号	278-3333	総合・相談その他	1台
営農センター	599-8242	中区陶器北56-2	234-1900	購買・販売・利用・指導・相談	—
農産物直売所	590-0125	南区鉢ヶ峯寺2036-1	296-9926	販売	—
中央支所	590-0005	堺区南清水町2丁4-1	238-3107	総合	1台
中部南支所	590-0814	堺区石津町3丁4-1	241-2785	総合	1台
百舌鳥支所	591-8037	北区百舌鳥赤畠町5丁743-4	252-2528	総合	1台
五箇荘支所	591-8005	北区新堀町2丁103	252-0403	総合	1台
浜寺支所	592-8348	西区浜寺諏訪森町中3丁244-25	262-0122	総合	1台
深井支所	599-8272	中区深井中町1454-1	278-0112	総合	1台
八田荘支所	599-8267	中区八田寺町226-1	271-1541	総合	1台
東百舌鳥支所	599-8232	中区新家町253-1	237-5461	総合	2台
津久野支所	593-8322	西区津久野町2丁9-11	271-5821	総合	1台
北八下支所	591-8012	北区中村町253-6	252-0054	総合	1台
南八下支所	599-8103	東区菩提町5丁232	285-0129	総合	1台
日置荘支所	599-8114	東区日置荘西町3丁13-8	285-0023	総合	1台
久世支所	599-8251	中区平井122-2	278-0122	総合	1台
東陶器支所	599-8242	中区陶器北455-1	237-5101	総合	1台
西陶器支所	599-8246	中区田園575-7	236-5481	総合	1台
上神谷支所	590-0121	南区片蔵30	297-0521	総合	1台
福泉支所	593-8312	西区草部182-2	273-4051	総合	1台
美木多支所	590-0136	南区美木多上44-1	297-0621	総合	1台
登美丘支所	599-8121	東区高松240-3	235-1551	総合	1台
金岡支所	591-8022	北区金岡町1088	252-0027	総合	1台
鳳支所	593-8326	西区鳳西町1丁76-2	263-6112	総合	1台
合 計		24カ所			23台

(注) 事業内容欄の総合とは、信用・共済・購買・販売・指導事業をいいます。

### ■店外ATM

施設の名称	所 在 地	ATM設置台数
大庭寺キャッシュサービスコーナー	堺市南区大庭寺106-4	1台
鳳北キャッシュサービスコーナー	西区鳳中町2丁50-2	1台
合 計	2カ所	2台

## J A の概要

### 9. 沿革・あゆみ

昭和44年3月



3月1日、19農協の合併で堺市農業協同組合が発足した

9月

『堺市農協情報』創刊（平成5年4月『C R O P』に改称）

昭和46年5月

堺市農協農業会館（本所）完成



完成した堺市農協農業会館

昭和47年5月

旧金岡・鳳農協と合併し、一市一農協として発足  
全国農協初の独自オンラインシステムの稼動  
育苗センター完成（昭和56年4月「営農センター」に改称）

9月

第1回小学生夏休み児童作品コンクール開催



第1回小学生夏休み児童作品コンクール開催

11月

第1回堺市農業祭開催・営農テレホンサービス開始（TEL 072-277-3591）



「街に緑を農業に未来を」をテーマに第1回堺市農業祭が開催された

昭和53年9月

「営農フェア」開催（現在の「スプリングフェア」の前身）

昭和54年3月

合併10周年記念式典挙行

昭和56年4月

6月

昭和57年12月

昭和58年5月

昭和59年1月

8月

12月

昭和60年10月

昭和61年7月

昭和63年6月

9月

平成元年3月

4月

6月

9月

11月

平成2年3月

4月

8月

平成3年10月

平成4年4月

平成5年7月

平成7年4月

平成9年1月

平成10年3月

10月

11月

平成11年3月

8月

9月

10月

平成12年4月

4月

12月

平成13年6月

7月

外務（涉外）担当職員設置

堺市農業研修センター完成

計画（予約）購買制度スタート

第1次中期経営計画策定（以後3年ごとに策定。現在第14次同計画を実践中）

営農外務員制度導入

全銀内国為替制度に加盟

第1次地域農業振興計画策定（以後5年ごとに策定。現在第8次同計画を実践中）

A T M全店舗に設置

堺市農協資産管理連絡協議会発足

学經理事制導入

年金友の会連絡協議会発足

合併20周年記念式典挙行

土曜組合員相談室開設

長期共済保障保有高3,000億円達成

婦人会（女性会の前身）結成20周年記念大会開催

ハンディ端末機導入

独自制作の農業啓発小冊子「わたしたちの農業」を堺市内全小学校の3年生児童に寄贈（今まで毎年実践中）

営農情報紙『わかば』創刊

貯金残高2,000億円達成

農産加工所（生活センター）開所

農協C Iを導入し、愛称「J A堺市」設定



愛称を「J A堺市」に

資産管理情報誌『みのり』創刊

新土壤分析システム導入

本所機構の改革実施（5部2室12課制）

J A全中から「平成9年度優良農業協同組合

表彰」受賞

大庭寺出張所を福泉支所に、鳳南支所と鳳北

出張所を鳳支所にそれぞれ統合

購買品配送体制の合理化（8支所を対象に試

行）実施

合併30周年記念式典挙行

大阪府から「特定組合」の承認を受ける（余

裕金運用基準の緩和）

女性会結成30周年記念式典挙行

証券投資信託の取り扱い開始

A L M（資産と負債の総合管理）委員会設置

農業公園 堺・縁のミュージアム『ハーベストの丘』開園。同所に地場産農産物を販売する『農産物直売所』設置

コンプライアンス（法令等順守）、マニュアル制定

ホームページ開設

長期共済保障保有高6,000億円達成

平成14年1月	J A STEM(信用事業新電算システム)へ移行	支所協同活動取り組み開始
平成15年3月	J A全中から「平成14年度特別優良農業協同組合表彰」受賞	貯金残高4,000億円達成
平成16年2月	第3回 J Aパンク全国大会で「優績表彰」受賞	コメルくん出張授業開始
平成17年3月	「堺市農業協同組合個人情報保護方針」と「セキュリティ基本方針」を制定	遺言信託代理店業務取り扱い開始
4月	「個人情報保護法に関する法律」施行	経営基盤強化と組織基盤の拡充に向けた機構改革。「リスク管理統括部」を新設して「リスク管理課」「コンプライアンス課」を設置、事業推進部に「ふれあい相談課」を設置
8月	貯金残高3,000億円達成	食農教育資材「コメルくんのベジ・フルマット」を制作
10月	経済事業改革に伴う組織整備。営農部と経済部を統合し「営農経済部」を設置	各支所による「支所だより」創刊
11月	営農センター購買倉庫・購買店舗営業開始	食農教育絵本「しょくのうたんけんたいのキャンプでごはん」を制作
平成18年4月	「ハーベストの丘農産物直売所」の指定管理者となる	八田荘支所新事務所竣工
平成19年5月	営農センター育苗施設をリニューアル	農産物直売所移動販売開始
12月	「こども110番運動」をスタート	J A版農業電子図書館導入
平成20年1月	本所総務部にコンプライアンス担当を設置	食農教育資材「ベジ・フルかるた」を制作
3月	新型残留農薬検査機導入	J A堺市女子大学開講
4月	全ATMの日曜・祝日稼働開始	J A堺市J A共済アンパンマンこどもくらぶ開講
4月	「内部統制システムに関する基本方針」制定	堺市農業塾開講
5月	中部南支所新事務所竣工	日置荘支所新事務所竣工
平成21年4月	ホームページに食農教育コーナー、農産物直売所コーナーの新設	食農教育資材「ベジ・フルボード」を制作
5月	上神谷支所新事務所竣工	ハーベストの丘農産物直売所出荷者大会開催
6月	学校給食への地場産タマネギの提供開始	ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」来場者200万人達成
6月	「利益相反管理方針」の制定	准組合員モニター制度導入
12月	「ハーベストの丘農産物直売所」新築オープン	営農センター購買店舗をリニューアル
平成22年1月	「金融円滑化にかかる基本的方針」の制定	食農教育資材「ベジ・フルえいようわけわけカード」を制作
5月	J A全共連から共済保有額純増率全国1位で特別優績表彰受賞	麦検査機関登録
12月	「ハーベストの丘農産物直売所」オープン1周年イベント、愛称「またきて菜」に決定	営農センター集出荷場を建て替え
		合併50周年記念式典
平成23年3月	愛称「またきて菜」に決定	
	食農教育用DVD「私たちのまち“堺のみのり”」を制作	リスク管理の充実・強化をはかるため、「リスク管理統括部」に「審査課」を設置
9月	東百舌鳥支所新事務所竣工	直売所インスタグラムを開設
10月	A L M委員会を母体とした、A L M・リスク管理委員会を設置	営農・経済事業における経営管理体制の再構築に向け、営農担当常務理事制を導入
平成24年3月	食農教育用DVD「私たちのまち“堺のみのり”」の教師教材用マニュアル本（ワークシート付）を制作	食農教育資材「ベジ・フルイングリッシュボード」を制作
	関西広域連合が展開する「関西エコオフィス宣言事業所」に登録	登美丘支所新事務所竣工
平成25年3月	コミュニティ誌『みんな見て菜』創刊	食農教育資材「ベジ・フルどこからきたの？マップ」を制作
6月	西陶器支所新事務所竣工	営農センター農業活性化施設竣工
7月	J A堺市イメージキャラクター「コメルくん」誕生	J Aスマホ教室開始
11月	食農教育DVD「のびのび育む コメルくん体操」を制作	食農教育資材「ベジ・フルすごろく」を制作

# 開示項目一覧

## 【農業協同組合法施行規則第204条に基づく開示項目】

1. 組合の概況および組織に関する事項	66
業務の運営の組織	66
理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	67
会計監査人の氏名または名称	67
事務所の名称および所在地	69
当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する事項	68
2. 組合の主要な業務の内容	18
3. 組合の主要な業務に関する事項	
直近の事業年度における事業の概況	5
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	44
経常収益、経常利益または経常損失、当期剩余金または当期損失金 出資金および出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高 貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率 法第52条第2項の区分ごとの剩余金の配当の金額、職員数	
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	
事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純 益およびコア事業純益（投資信託解約損益を除く）	45
資金運用収支、役務取引等収支およびその他事業収支	45
資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、利息、利回り および総資金利ざや	45
受取利息および支払利息の増減	45
総資産経常利率および資本経常利率	55
総資産当期純利率および資本当期純利率	55
貯金に関する指標	
流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	46
固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金およびその他の 区分ごとの定期貯金の残高	46
貸出金等に関する指標	
手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	47
固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	47
担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、 農業信用基金協会保証その他保証および信用の区分をいう。）	
の貸出金残高および債務保証見返額	47
使途別（設備資金および運用資金の区分をいう。）の貸出金残高	47
主要な農業関係の貸出実績	48
業種別の貸出金残高および当該貸出金残高の貸出金の総額に対する 割合	48
貯貸率の期末値および期中平均値	55
有価証券に関する指標	
商品有価証券（商品国債、商品地方債、商品政府保証債および 貸付商品債券の区分をいう。）の平均残高	51
有価証券の種類別（国债、地方債、社債、株式、外国債券およ び外国株式その他の証券ならびに貸付有価証券の区分をいう。）	
の残存期間別の残高	51
有価証券の種類別の平均残高	51
貯証率の期末値および期中平均値	55
4. 組合の業務運営に関する事項	
地域密着型金融への取り組み（中小企業の経営の改善および 地域の活性化のための取り組みの状況を含む）	5
リスク管理の体制	8
法令順守の体制	9
金融ADR制度への対応	13
5. 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
貸借対照表および損益計算書	28
剰余金処分計算書または損失金処理計算書	41
債権のうち下に掲げるものの額および①～④までの合計額	49
①破産更生債権およびこれらに準ずる債権、②危険債権、 ③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権	
元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された 信託を含む。）に係る債権のうち下に掲げるものの額および ①～④までの合計額	50
①破産更生債権およびこれらに準ずる債権、②危険債権、 ③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権	
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	50
貸出金償却の額	50
下の取得価額または契約価額、時価および評価損益	52
有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、 金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引	
自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官 が別に定める事項	56
法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けて いる旨	43
【その他の開示項目（任意開示項目）】	
ごあいさつ	1
経営理念	2
経営方針	2
経営管理体制	2
農業振興活動	3
地域貢献情報等	3
組合員から監事への情報提供窓口	10
利用者保護等への取り組み	10
利益相反管理への取り組み	11
マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応	12
金融円滑化への取り組み	12
内部統制システムに関する基本方針	14
手数料一覧	23
JAバンク・セーフティネット	26
キャッシュ・フロー計算書	30
部門別損益計算書	42
財務諸表の正確性等にかかる確認	43
貯金の科目別期末残高	46
貸出金の科目別期末残高	47
金融再生法開示債権の状況	49
為替業務等取扱実績	51
預かり資産の状況	52
共済事業取扱実績	53
購買事業取扱実績	54
販売事業取扱実績	54
利用事業	54
指導事業	54
職員一人当たり指標	55
一店舗当たり指標	55
組合員数	67
組合内の組合員組織の状況	68
地区一覧	68
沿革・あゆみ	70

## 用語の説明

### ALM（エーエルエム）

アセット・ライアビリティ・マネジメントの略、資産(A)と負債(L)を総合的に管理(M)することにより、市場性リスクと流動性リスクを管理する手法のこと

### 大阪エコ農産物

農薬の使用回数、化学肥料（チッ素）の使用量が大阪府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するもの

### 大阪農業を次代へつなごう活動訪問ヒアリング

10年後の営農継続のためには、担い手対策が重要であるため組合員農家にヒアリングを実施し、営農指導内容を整理・明確化にしたなかで、効果的な施策を検討・実践するベースを作ることに繋げる

### キャッシュ・フロー

一定期間内に企業が出し入れした資金の額

### GAP（ギャップ）

農業において食品安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理のこと

### コンプライアンス

法令等順守。企業が「消費者契約法」等に定められた民事ルールや行政規制等の取り締まりルールを守るだけでなく、その実効性を高めるために自主行動基準を設定し、企業内倫理を確立し、順守すること

### スワップレート

OIS等の代表的な変動金利と交換対象となる固定金利のこと

### TAC (Team for Agricultural Coordination・タック)

とことん(T)・会って(A)・コミュニケーション(C)をキャッチコピーに全農が定めた「地域農業の担い手に向くJA担当者」の呼称で、情報の提供と意見・要望の汲み上げによる地域農業のコーディネートを主務とする

### 堺市農業振興ビジョン

堺市が策定する農業振興政策を総合的に推進するための基本指針

### 内部統制システム

組合が健全な経営を行うため ①業務の有効性および効率性 ②財務報告の信頼性 ③法令等の順守 ④資産の保全 を目的に構築するしくみ

### 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。地域農業の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる

### HACCP（ハサップ）

未然に食品事故を防ぐしくみで食の安全を守るための衛生管理手法のこと

### BCM（ビーシーエム）

事業継続マネジメント。リスク発生時に損害を最小限にとどめる経営手段

### BCP（ビーシーピー）

企業が緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、事業継続するための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画のこと

### ポートフォリオ

資産を複数の金融商品に分散投資すること、またはその投資した金融商品の組み合わせ

### みどりの食料システム戦略

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現する戦略として農林水産省が策定し、農業では化学肥料の使用量低減や土壌診断に基づく施肥管理等の取り組みが期待されている

### 翌日物金利スワップ

OISとも呼ばれ、固定金利と変動金利の翌日物レートを交換するスワップ取引のこと

### リスク

損失や不都合を生む可能性を指す。総括して「危険性」

### 信用リスク

貸出債権の債務者や国債・社債等の債券発行事業体が、債務を履行できなくなるリスク

### 市場性リスク

株式市場や債券市場等の市場に投資する際に被らなければいけないリスク

### 金利変動リスク

市場性リスクの1つの形態で、金利変動による債券価格が変動すること

### 価格変動リスク

市場性リスクの1つの形態で、投資した金融資産の価格が変動することにより当初期待した収益と異なる結果になること

### 流動性リスク

現金等の流動資産の調達運用に関わるリスク

### 資金繰りリスク

流動性リスクの1つの形態で、資金繰りがつかなくななり、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること

### 市場流動性リスク

流動性リスクの1つの形態で、市場の混乱等により不利な価格での取引を余儀なくされること

### リスクフリーレート

誰でもリスクなしで得ることができる金利

### リスクヘッジ

リスクを回避・低減する工夫をすること



## みんなのよい食プロジェクトとは

### みんなで考え、みんなで行動するプロジェクト

みんなのよい食プロジェクトとは、これから日本人にとって「よい食」とは何かを、日本の農家とJAグループ、そして消費者のみなさんが一緒になって考え、行動していく運動です。

「食」をモチーフにしたシンボルマークが、「よい食」を広めていきます。

今、いちばん考えなくてはならない『食（しょく）』というキーワードの漢字そのものをモチーフとして、その漢字の形を、よい食を笑顔で食べている姿に、見立てています。



JA 堺市 ディスクロージャー誌

発行日 令和5年7月31日

編集・発行 堺市農業協同組合

〒593-8301

堺市西区上野芝町2丁1番1号

TEL 072-278-3333

<https://www.ja-sakai.or.jp>